

農政商工観光委員会会議録

日時 平成21年3月9日（月） 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後4時30分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子
副委員長 望月 勝
委員 中村 正則 森屋 宏 保延 実 渡辺 英機
竹越 久高 丹澤 和平 小越 智子 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

商工労働部長 廣瀬 正文 産業立地室長 中楯 幸雄
商工労働部理事 秋山 貴司 商工労働部次長 新津 修
商工労働部次長 高橋 哲朗 産業立地室次長 曾根 哲哉
労働委員会事務局長 有泉 晴廣 労働委員会事務局次長 成島 秀栄
商工総務課長 飯沼 義治 商業振興金融課長 岩波 輝明
工業振興課長 清水 幹人 労政雇用課長 塩谷 雅秀
職業能力開発課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 中込 雅

観光部長 進藤 一徳 観光部次長 清水 文夫 観光企画課長 山田 幸子
観光振興課長 堀内 久雄 観光資源課総括課長補佐 石原 三義
国際交流課長 窪田 克一

議題（付託案件）

第13号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件

第18号 山梨県工業技術センター諸収入条例中改正の件

請願第21-3号 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求めることについて

（調査依頼案件）

第25号 平成21年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

第29号 平成21年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

第34号 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。また、請願第21-3号は採択すべきものと決定した。

審査の概要 3月6日に引き続き、午前10時03分から午後2時29分まで（その間、午前11時52分から午後1時32分まで休憩をはさんだ）商工労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ午後2時51分から4時30分まで観光部関係の審査を行った。

主な質疑等 商工労働部関係

第29号 平成21年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

質疑

丹澤委員 商37ページの高度化資金債権管理事業費6,200万円余でありますけれども、高度化資金の（債権回収を）整理回収機構に委託しましたね。この6,200万円の積算根拠を教えてください。

岩波商業振興金融課長

積算の根拠につきましては、貸し付け残高に対しまして0.5%、それに消費税ということでございます。

丹澤委員 今回の分については、今回この6,000万円で委託してあるのは、破産した組合だけですか。

岩波商業振興金融課長

かねてお話をしておりますように、破綻先債権が4組合、破綻懸念先債権が3組合ということで、7組合について業務委託をしておりますので、その総計ということでございます。

丹澤委員 0.5%というと、0.5で割り戻すと、これは総額でいくらになるんですか。

岩波商業振興金融課長

これもかねてお話をしておりますけれども、不良債権は、トータルで111億円というのがベースになる数字でございます。

丹澤委員 今回の破綻懸念先はこの中に含まれているんですよね。

岩波商業振興金融課長

含まれております。

丹澤委員 それで、整理回収機構の回収の業務は、現在はどのようなふうな状況になってますか。

岩波商業振興金融課長

全体についてでございますが、破綻先が今、4団体になっておりますけれども、まず味のふるさと協業組合関係、これにつきましては、4月から債権回収業務をRCCのほうに委託しております。まずRCCといたしましては、RCCの経験として最も債権回収が見込まれるということで、任意売却について手続を始めましたが、それについては債務者との折り合いがつかないというふうなことの中で暗礁に乗り上げました。したがって、その後8月28日、建物、土地、工場設備につきまして、担保権の執行ということで裁判所のほうに申し立てをいたしました。

あわせて、今現在、一宮明和株式会社というところが債務者でございますので、同日、そこと、連帯保証人になっております明和流通株式会社というところ、そこに対しまして、貸し金の返還請求訴訟を提訴しているということでございます。

ただいま係争中でございますし、それから、担保権の執行のほうについては、資産調査が裁判所で行われているという状況でございます。

それから、他の団体でございますが、そのうち大きいほうから申し上げますと、身延ショッピングセンター事業協同組合、これにつきましては、昨年、経営をしておりました身延ショッピングセンターCOMAというところからテナントがすべて退店いたしまして、事実上破綻した状況になりました。それから、8月の冒頭だったと思いますけれども、身延町のほうで固定資産税の滞納に伴いまして、土地、建物等不動産に対して差し押さえをしたということが発生いたしまして、当方といたしましては、今申し上げましたように、事実上破綻したと、判断いたしまして、8月28日に抵当権に基づく担保不動産の執行について裁判所に申し立てを行ったところでございます。これにつきましても今現在、資産調査が裁判所で進められているという状況でございます。

あと残りは、甲南食品協業組合というところ、ここにつきましては破綻手続の中に入っておりますので、裁判所で破産手続が進められておまして、その中で、応分の償還、債権に基づく裁判所からの割り当て金というふうなものが入っております。これにつきましては、連帯保証人の財産処分が終わったということで、今年度、500万円ほどの回収になっております。

それからもう一つ、協同組合甲府シティジュエリーセンターというところ、ここにつきましては、RCCのほうで連帯保証人に対する徴求の手続をとっているというところでございます。

そのほか、破綻懸念先3団体につきましては個別名称は申し上げられませんが、RCCのほうで主債務者及び連帯保証人に対して所要の手続を講じているというのが現状でございます。

丹澤委員

そうすると、今の破綻先の4団体について、RCCが最終的には裁判所に訴えて、それで持って担保執行するというだけであって、RCCは何の役目を果たしたんですか。

岩波商業振興金融課長

それぞれ資産の調査、連帯保証人に対する交渉等も進めているわけですが、それにもかかわらず、破綻先につきましては、特に味のふるさと関係につきましては、債務者と県が直接、債権債務関係を持っているところと、実際、抵当権を設定している工場の使用者が違ふと。賃貸借関係が設定してあるわけなんですけれども、そういった権利関係が錯綜しているというところに対して、そこをひもといで解決をしていくというふうなことで、専門的なノウハウを使っていると考えております。

丹澤委員

もともとRCCをお願いしたのは、債権を回収するという目的なんでしょう？味のふるさととは非常に複雑になってしまって、県が一宮明和に貸して、一宮がまた貸してという、そういう複雑な機構になってしまったからあれだけ、一宮明和だって、県が一宮醸造に対して長期貸し付けをしているんでしょう？県とのその関係はどうなるんですか。

岩波商業振興金融課長

平成13年度末に契約を結びまして、27年間、3年間据え置きですので、償還期間は24年間ですけれども、そういった債権債務関係を結んでおりました。それが17年、18年と条件変更を行って、かつ、19年度は、償還金はなかったわけですけれども、将来に向かっても回収の見込みがないということで、それ

に対して、この債権債務関係を、ある意味、終わりにしてでも、最大限の回収を図るべきだという判断を行って、今現在の状況になっているわけです。その最大の回収を図るということにつきましては、RCCのノウハウを入れることがよしかろうという判断で、現在の手続になったと承知しています。

丹澤委員

一宮明和については、わずかずつでも、ほんとうに賃料にもならないような、固定資産税の充当のような金額を納めていたわけですよ。県の最初の貸し付け金額よりもはるかに少ない。その金額にもかかわらず、ともかく納めているからといって、県は契約を破棄しないでずっときたわけでしょう？ それで、僕が聞いたときにも、「いや、金は納めています」と。納めていますと、そのまま契約の継続をしてきたわけですよ。それを今度は、わずかしか返さないからやめたということになったんですか。

岩波商業振興金融課長

そのことにつきましては、平成17年度、18年度で200万円、300万円という返還があったわけでございますけれども、18年度に、経済産業省のほうで、高度化資金のこういった不良債権化をしている債権に対する取り扱いについて、それまではできるだけ地域産業の振興とか中小企業振興という観点で、事業活性化の方向で指導するよということだったわけなんです。今申し上げましたように、将来にわたっても見込みがないということについては、事業活性化ということよりも、債権の保全、回収を図れというふうな方向に方針転換されて、それに基づきまして、19年度末から、味のふるさとについては、こういった、RCCを使うという形で債権回収の方向に入ってまいって現在に至っているという状況でございます。

丹澤委員

そうすると、これは一宮明和ですか、明和醸造ですか、そこの賃貸契約はもう破棄されたんですか。

岩波商業振興金融課長

一宮明和株式会社というのが今、県と債権債務関係を結んでいる相手方でございます。今現在、工場で生産をしている会社は別会社でございますけれども、一宮明和株式会社とその生産会社との間の賃貸借契約については、現状でも結ばれております。

県と生産会社との関係はありません。以上です。

丹澤委員

ありませんということは、破棄した？ それとも、最初から、ないということ？

岩波商業振興金融課長

最初からございません。というのは、味のふるさと協業組合が破綻して、13年度末に一宮明和株式会社というところが、味のふるさとの持っている債務を、重畳的債務引き受けという形なんですけれども、引き受けたと。土地、建物の資産も引き受ける形で、債権債務が一宮明和に移ったわけですが、別途、その工場で生産する会社をつくって、一宮明和株式会社が県へ高度化資金の返還をする、財源は、その生産会社からの賃料を当てるというスキームで成り立っておりますので、県とその生産会社との間は特段の契約関係はありません。

丹澤委員

55億円の債務を全部、一宮明和が引き受けたわけでしょう？ 県はそのときに引き受けてもらったわけだから。何の関係もないんですか。一宮明和と山梨県

はどういう関係になっているの？

岩波商業振興金融課長

債権債務関係があります。今、工場で生産をしている会社は別の会社ですけれども、それは別途の会社、生産のみを請け負うという会社として位置づけて、県と債権債務関係のある一宮明和株式会社が県へ償還金を払う財源は、生産会社と賃貸借契約を結んで、その賃料を充てるというスキームでありました。

丹澤委員

55億円を返すという償還計画がずっとありますよね。ところが、1年間に貸付料しか、向こうからは200万円ぐらいしか入ってこなかったと。これでは、5,000万も返せと言われてもとても返せない。でも、県がそれをずっと黙認していたわけでしょう？ 県は、毎年幾ら返せという償還計画を向こうに示しましたよね。向こうも契約を結んで、それでいいですよ。僕は、今、ここへ持ってきていないけれども、たしか、その契約書が、そういうのがありましたよね。

岩波商業振興金融課長

ええ、償還計画は当初、契約を結んだときにございます。それで、今、私が申し上げましたように、18年までというのは、高度化資金を入れた協同組合なり、協業組合の事業が停滞して、今お話をしているような、当初の約定どおりの償還ができないというふうな状況になった場合には、診断ということをするわけなんですけれども、中小企業基盤整備機構の承認をいただいて約定を変えて、当初の約定より小さい金額で条件変更をして返済をしていただくということをしてまいったということですので、今、お話があった小さい金額ということですが、それも約定償還の中で行われたということですよ。

丹澤委員

それがそもそも、貸してすぐ翌年から200万円ぐらいしか返してくれないことをずっと条件変更で過ごして、今、ここへ来てしまった。それで、RCCに任せて、味のふるさと……、今、甲南食品は500万円とっていましたが、そのほかのものでRCCがとってきたものはあるんですか。

岩波商業振興金融課長

先ほど甲南食品の話をしましたけれども、懸念先、これは、ちょっと名前はいえないわけですが、主債務者、連帯保証人と交渉しているわけなんですけれども、まだ破綻ではございませんので、主債務者という形になるわけですが、返還金を、約定どおりの金額ではございませんが、その内数の金額を回収しているという状況で、その金額は12月末現在で450万円ということになります。

丹澤委員

前回のRCCに委託した委託料は幾らなんですか。

岩波商業振興金融課長

20年度でございますけれども、当初予算が3,000万円余、それから6月補正でお願いした金額が2,100万円余でございます。

丹澤委員

5,100万円、RCCをお願いをして、とってきた金が950万円と。国の方針であったとかそう言っていたけれども、結局、先々に延ばして……、味のふるさとなんていうのは、ほんとうに、固定資産税の金額にもならんような金額を使用料として納めてきているような、そういう状況になっているのは、目測誤り

がきっこうなってしまうたんでしょうけれども、今回6,200万円というのは、既に裁判をしているのもあるわけですね。6,200万円というのは、裁判所へ持ち込んだのも含まれているんでしょう。

岩波商業振興金融課長

そうでございます。

丹澤委員

そうすると、前回の5,100万円か、前回と同じものも含まれているわけですね。

岩波商業振興金融課長

冒頭にもお話しいたしましたように、計算の基礎数値が債権額でございますので、今、委員のおっしゃるような状況です。

内田委員

一般論として、今の丹澤委員の議論の中でもいろいろなことがわかってきたんだけど、債務引き受けによって、例えば味のふるさと協業組合というのは組合だから、当然、何とか酒造とかいうのがありましたよね。私の地元でもたしか入っていたと思うんだけど、そういうもとの債権者はここへ全く出てこなくて、一宮明和という介入する会社が入ってきて、全部やりとりをするわけですね。そうすると、県民から見ると、冗談じゃないということになるような気がするのね。県の側は、法律にのっとってやっていますよということだと思っただけでも、これは非常に不条理というか不合理というか、お金を借りて返せなくなったら、債務引き受けみたいな方法でやっていけば、のうのうと生活していけるんじゃないかなという感じがしてしょうがないんだけど、そういうことは感じませんか。一県民としては感じないですか。

岩波商業振興金融課長

債務をなくしてしまうという意味での債務引き受けということで、もしそういう意味合いのお尋ねであれば、そういうことではなくて、明確に、味のふるさと協業組合という事業体と、当初、高度化資金の相手方として債権債務の関係を結んだんですが、12年度の末に破綻をして、破産宣告を受けました。そうした中で、破産管財人も間に入って、裁判所も間に入る中、その55億円を投資した、調味料をつくる工場を任意売却していくという手続の中で、裁判所が入り、管財人が入るという公正な土俵の中で、相手方を選定した結果が、一宮明和株式会社というところであって、そこが資産、債権を引き受けるかわりに、味のふるさとが県に対して負っていた55億円の債務も同様に引き受けるということで契約ができて、そういったことの中で進行してきたということでございますので、そのこと自体については、透明性が欠けるとかということはないと思っております。

内田委員

長い説明をしてくれたんだけど、要は、それでRCCをお願いして債権回収をしようというときに、これはたしか2年ぐらい前の話だったと思うんだけど、国が関係している機構だから、回収ができるという期待感がすごくあった。ところが、実際にその費用が、去年が5,100万円ですか、今度は新年度時に6,200万円余ぐらいのお金をかけるんだけど、要は、RCCを頼んでも、何をしてみても、回収ができるかどうかということなんですよね。結局、結果とすれば、回収が不能だと。

さっき、味のふるさとについては、任意売却みたいなことをRCCが交渉した

けれども、債務者が折り合わなかった、不調だったということですよ。たしか、そういう説明がありましたよね。それで裁判に持ち込んだという形になっていると思うんだけど。そうすると、新年度、21年度、これは、多分、また継続していくと思うんだけど、RCCに対して、かなりの金をかけるわけですよ。金をかけているけれども、実際に回収できるのは何分の1とかというような、何百万の単位のお金しか回収できないとなると、頼んでみたからといってどうにもならないという感じがするんです。

我々みたいな議員の立場からすると、こういう資金の貸し出しをして、焦げついてしまったと。最終的な責任はだれがとるんですか。私たちがとるの？ 議会が承認したから、あんたたちの責任だと言うのかな。そうじゃないですか？ そういう責任に基づく発言というのが全くないよね。

岩波商業振興金融課長

責任というお話ですが、それについては、だれがというのはちょっと私が述べられる立場ではないですけども、なぜこういうふうな事業を組み立てて執行してくる中でという原因的なお話になってしまうわけですが。

味のふるさとにつきましても、平成4年、5年、そのほかについても平成3年から7年の間、バブル経済が崩壊した時期に計画されて、それぞれ、今となれば債務者の方々が取り組んできたわけですけども、経済が停滞する中での事業執行であったり、そういう中で、製造業であれば、海外での生産が拡大されるということの中で、なかなか受注単価が伸びなかった。それから、小売業であれば、どうしても競合というのが起きていて、思うようにいかなかったというふうな原因の中で、資金を借り受けた方々がなかなか計画どおりいかなかった。

それに対して、県及び国の中小企業基盤整備機構につきましても、事業が軌道に乗るように、活性化するようにということで、その時々で、指導とか診断とか、最大限の努力をして支えてきている。そういった中で、先ほど丹澤委員にお話をしたように、19年度において、一つ、全体の債権について洗いがえというような行為が、国のほうでそういう指示がございまして、全体を見渡した場合、それぞれ破綻しているなり、破綻のおそれがあるというふうな整理の中で、こういった取り扱いがなされたというのが現状です。

内田委員

今の説明だと、バブルだとか背景がありますよね。時代の背景みたいなものがあるって、結局そういう中での出来事だから、責任はだれがとるということじゃなくて、しょうがないんだと、そういう説明にしか、私には聞こえないんだけど。だからこそ、例えば北口の問題にしても、今、こういう時代に果たしてつくるのはどうかという議論を、私はすべきだと。結局そうじゃないですか。だって、先が読めなかった。そういうことですよ。ほんとうは、そんなときにそういう事業をやるべきじゃないのに、そういう事業をやろうということで事業をやったわけでしょう？ ところが、時代背景が、自分たちの思ったとおりにならなかったということですよ。

たしか、7件で金額が111億円ですよ。そういうお金を、これは元を考えていけばすべて税金ということなから、そういうことからいっても、我々みたいな立場の人というのは、やっぱりそういうものに対してどういうふうに責任を負っていくかという議論をするべきだと思うんだけど、いつもこういう責任の議論になると、何が何だか全然わからない、だれも責任をとらない。もっと言えば、この問題について、議会がかかわれないですよ。そういう中で行われていることで、こういうことが出てきたから、じゃあ、これをどうするんだと言ってみても……。議論をするのが非常にむなしような感じがするんだけど。

このまま、RCCという機構に、今年も、来年も、その次の年も、経費をかけて、とれるかとれないかわからないものを回収しようということをしていくということなんですね。

岩波商業振興金融課長

先ほど、現在の過程、回収手続の状況をお話いたしましたけれども、今現在、抵当権執行と貸金請求訴訟を行っておりますので、それは裁判所の手続に入っておりますので、一定のときには結論が出て、それについても、RCCからは、できるだけ早く処理をするという報告を受けておりますけれども、そういうことの中でいえば、漫然と、限度なく続いているとは思っておりません。一定の時期にはそれなりの回収ができると思っております。

内田委員

裁判の結果が出てくればわかるということだと思ってくれるけれども、結局は、わかりやすく言うと、不動産を売却して、その何がしかが入ってくるということなんでしょう？

岩波商業振興金融課長

おっしゃるとおり、それも一部でございますし、それから、現状で言えば、不動産を競売で売却したとしても、債権額総額にはとても達する状況ではないと思っておりますので、その残余については、それも全額ではなかろうと思っておりますけれども、連帯保証人等への徴求ということもRCCにはお願いしております。

丹澤委員

RCCにやるというときに、前の部長さんが責められましたけれども、「今度はRCCだから、大丈夫です。水も漏らさぬようにとってきます」と、そういうふうの説明してきたんですね。期待しましたよ。隠したやつは全部、洗いざらいとってきますと。

ところが、今の話を聞いてみると、まさにこれは泥棒に追い銭みたいなもので、55億円、金をかけて、一銭も回収しないうちにつぶれた。それと、今、僕が書類を机の上に置いてきてしまったのを持ってきてもらって、見たら、55億円を一銭も返さないうちに、3年据え置きの中に、いよいよ始まったらつぶれた。新しい会社が債務を引き受けた。そして、1年間で2億8,000万円返すという約定だったのに、返したのがたった200万円。これでは、あそこの固定資産税なんかも払えない。いや、交付金を払わなければならない。

その金にも足りないようなぼろをずっと貸して、いよいよ危なくなりました、RCCにお願いしました、さあ、今度はとれます、やりました、産廃。こんなもう……。あの当時、もしやっていたら、まだ機械も新しい、土地だってまだまだ。今はもう十数年たってしまって、機械は全く使えない。土地はただ同然。そういうときになってRCCにお願いをして、こんなもんじゃ、RCCにやらなくても、どうせ裁判へ訴えてやってしまうのでは……。RCCが徹底的に連帯保証人までとってくると期待したら、どうもその期待もうそのような気もするけれども、向こうとは、RCCとはどういうふうな話になっているんですか。

岩波商業振興金融課長

今、委員からお話があったように、RCCとしては、RCCの持っているノウハウを使って、連帯保証人に対する手続を行うと伺っております。

保延委員

味のふるさとの、当時の組合員の現状はどうなっている？ 7社ぐらいだった

そう。その辺からの攻めということにはできないのかね。

岩波商業振興金融課長

この場で連帯保証人について個別にお話しすることはできませんけれども、8名おりました。それに対して、重疊的債務引き受けということで、権利等が一宮明和に移っておりますので、その関係で2名というふうな状況でございます。

保延委員

いずれにしても、丹澤委員が言うように、今、RCCに、20年度と21年度で1億円以上の金をかけて、まだ全然回収のめども立たないなんていうことじゃ、これは、もう一回よく見直しをしながらやらなければ、こんなものはどうにもならないと思いますよ。ほんとうに泥棒に追い銭のあれですよ。出血しっ放しじゃない。何とかその出血をとめて、解消するという方法を、とにかく具体的に考えていかなければ。こんなことをしていたのでは、どうにもならないと思うけど。

岩波商業振興金融課長

味のふるさとは、今、お話をしたとおりでございますけれども、それ以前にも破綻したところがありまして、直営で。甲南食品等については、それ以前にもしているわけですが、なかなか私どもでは、そういった、破綻した場合の債権回収をスムーズに進めることができませんでした。

そういう中で、今回のような、大規模、かつ、先ほど来お話ししているように、権利関係が錯綜しているようなところについて、我々が直営でということになれば、それでうまく進むのであればよろしいかと思うんですけれども、おそらくまたさらに、遅々としてなかなか進まないというふうなことが想定されます。したがって、そういった経緯の中で、そういった債権管理、回収を業務とする、いわゆるサービサーの中でも、最もすぐれた歴史、ノウハウを持っているところをお願いをして事業を進めているということでございます。

それで、昨年から委託していて、来年度もお願いするということでございますが、裁判所の過程の中に入っておりますので、遅々としてというふうなご感想を持たれたのかもしれませんが、その中でも、我々としても早くしてほしいということをお願いしておりますし、RCCとしても、その手続を可能な限り早く進めるということで、今現在、取り組んでいると聞いております。

保延委員

今さら言ってもどうにもならないけれども、結局、味のふるさが破産したときに、やっぱりやり方がまずかったね。そんな、一宮明和なんていう、わけのわからないような会社にそんなものを頼むこと自体が、現実、だめだった。だから、結局、こういう結果になってきていると思うけど。

いずれにしても、何とかこれを解決しなければ、このまま、毎年度5,000万円も6,000万円もかけてやっているようなことをしていたのでは、これはもうどうにもならない。部長のほうで、もう一度原点に戻って、その辺をよく考えて対処していかなければ、毎年こんなことをしていたのでは、どうにもならないですよ。その辺をちょっと。

廣瀬商工労働部長

委員各位からご指摘いただきましたように、私どもも、過去にこういう事実が発生した問題点については、つぶさに承知をいたしております。今、課長からも申し上げましたとおり、今、RCCをお願いしていることについて、実はかなり進んではきていますけれども、中途でございまして、結論を今ここで、委託した事業についてこういう結果だと言う段階ではございません。そういう面で、それ

それぞれ指摘をいただいた点で、今時点ですと、いら立ちを覚える向きもご理解できるわけですが、今も努力をしておりますが、次年度も続けて、いま一步の努力をする予定でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

丹澤委員 110億円が元の積算根拠になっているのなら、とれないものはもう外したらどうですか。0.5%払うだけむだだ。これ、減額したらどうですか。

岩波商業振興金融課長

とれる、とれないという判断につきましても、やはり専門的な判断が必要かと思えます。したがって、その辺のところのお話を伺う中で、こういった契約を、というところがございます。

丹澤委員 だって、55億円はもうとれないんでしょう？ これを減らせば、55億円をやめれば、2,500万円減るじゃない。だって、これはもう、裁判所に提訴してあるんでしょう？ それじゃ、55億円をやめたらどうですか。そうしたら、2,500万円減額になるじゃない。

岩波商業振興金融課長

裁判所に提訴ということでございますけれども、裁判所の提訴につきましても、現状、サービサー法に基づきまして、RCCが原告という形で裁判が進められております。

丹澤委員 何で県がやらないんですか。

岩波商業振興金融課長

こういった債権回収という業務につきましてもは窓口を一本化するようにということで、そうしないと業務が錯綜してなかなかうまくいかないことを、冒頭に、RCCから承りまして、契約を締結するに当たっても、そういった双方の了解の中でやってきておりますので、今現在は、RCCがすべての窓口ということで業務を進めております。

丹澤委員 そうすると、味のふるさつに関していえば、最後までRCCにやらしてもらわなければ困ると。この委託契約は、途中では縁が切れないような仕組みになっているんですか。

岩波商業振興金融課長

もちろん1年契約でございますので、契約を結ばないという選択肢もないわけではございませんけれども、現状、もう手続の過程に入っておりますので、このままRCCと進めていくというのが最もいい方法だと考えております。

丹澤委員 入っていると言っても、予算が通らなければ、これ、契約ができないんじゃないですか。

岩波商業振興金融課長

そういうことでございますけれども、ぜひ予算を通していただくように、るるご説明をお願いしております。

丹澤委員 まだそういうことができるのであれば、55億円を減額したほうがいいと思う

けども。

岩波商業振興金融課長

財産、土地、建物、工場設備等についての抵当権の執行と貸金請求訴訟は、要は、それから先の強制執行の権利をとるということをお願いしております。そういう過程、プロセスの中に入っておりますので、これをまた解消してやり直すというよりも、現状のまま続けていくほうがよりよろしいかと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと。

丹澤委員

すごくおもしろい議論なんだけれども、我々もこんなことを言うのは嫌なんだけれども、例えば我々の議員の費用弁償を変えようといって改革をしましたよね。あれで、年間で2,000何百万円減らしたんですよ。こういう時代だからこそやっているというのに、今のはすごくおかしい議論だね。そうじゃないですか。だって、効果が上がらないものはカットしたほうがいいなんて、当たり前のことじゃないの？ そう思いませんか。一般の県民にこれを聞かせれば、外せと言いますよ。だって、55億円分だけ外せば、0.5%だから、2,500万、2,600万円くらい出てくるわけじゃないですか。お金がもったいないでしょう。そう思いませんか。これは削るべきだ。

岩波商業振興金融課長

今ここで、これだけとれるからこういうふうには、なかなか言えないわけですが、抵当権を実行して、裁判所が入るわけですが、あそこの土地、建物を競売していただく。それから、連帯保証人等に徴求していくということの中で、できるだけ多くの、それから、RCCのコンセプトとして、回収の極大化を進めるといふようなことを標榜しておりますので、そういうことの中で、費用対効果が出るようお願いしていきたいと思えます。

（ 休 憩 ）

内田委員

裁判の費用は別個にももちろんかかりますよね。これを除いておいても。私が言っているのは、さっきも丹澤委員が言ったんだけれども、RCCを導入したときに、今度はRCCが入るから債権回収がはかどりますよという触れ込みだったんですよ。だけど、結果を見れば、5,100万円をかけてみたけれども、1,000万弱ぐらいのものを回収しただけで終わっているわけじゃないですか。そうでしょう？ 費用対効果とかという以前の問題で、私はこれを続けていくことはほとんどお金……、何ていうのかな、もったいないと思う。だから、いいじゃないですか。裁判を取り下げて、やり直したらどうですか。

新津商工労働部次長

先ほど来、委員さんたちからは、借りたものを返さないで済むのかというようなご指摘をいただきながら、なおかつ、私どもが、県職員が一生懸命汗をかいてとるべきじゃないかというご議論も、前回、いただいて、課長のほうからご説明申し上げましたのが、我々は、残念ながら、こういう複雑なケースになってしまうとノウハウがないということで、ぜひ政府、預金保険機構が出資しているRCCという一番実績もあるところをお願いして、ぜひ回収をさせていただきたいとお願いをして、20年度の予算で5,000万円ほどお願いをしました。先ほどから課長と部長からも申し上げましたとおり、まだこれは途中でございまして、今、係争、裁判を始めたばかりでございまして、21年度の6,000万円です。

裁判を進めて、何とか借りたものは返していただく、そういったことを、我々としては、一步でも、1円でも多くとる中でやっていきたいと。

そうしないと、もし味のふるさについてだけ、これでもういい、放免するということになると、それ以外の債権者からも、とることは非常に難しくなると思います。それぞれ難しさの度合いによって、これは放棄していい、これはだめだということにはならないと思いますから、ぜひご理解をいただいて、この予算で1円でも多く回収をさせていただきたいとお願いしたい。

渡辺委員

去年もこの問題は、いろいろ話をした経緯があるわけですがけれども、今、内田先生が盛んに言っていますけれども、県民の目線、県民とすればどうなんだということを考えてみたときに、やはり責任論というものがどうしても出てくる気がするんです。それで、過去の、平成13年度の返済のいろいろな状況が、先ほど来、論じられておりましたけれども、これは別に置いておいても、去年5,100万円、今年6,200万円、これは明らかに皆さん方がちゃんと予算を組んだわけですから、責任論からいえば、もしこれで、去年と同じように回収ができなかったとすれば、私は、皆さん方に、明らかに責任があるなど。そういう意思で組んでいるわけですからね。それはどうお考えですか。

新津商工労働部次長

先ほども申し上げましたように、私ども行政の継続性の中で、貸し付けをしたのは時点的には前ですがけれども、私どもが今、回収を行うという使命をいただいておりますので、1円でも多く回収するということが私どもの責任のとり方だと考えております。よろしくお願いいたします。

渡辺委員

それはわかりました。だが、それでは責任ということの答えにはなっていないと思うんですね。別の考え方からいって、例えば、我々が日常生活の中でいるような問題があって弁護士に頼むときの報酬という考え方が、実際、民間とは違うんじゃないですか。ちゃんと回収された金額の5%、あるいは回収された金額の10%というのが、大体、普通の弁護士さんの考え方ですがけれども、ここは総額の0.5%で、とれようがとれまいが、整理回収機構が、例えば一銭も回収しなくても払わなければならない。こんなことをどうやって県民が理解できますか。これはどう考えているんですか。私はおかしいと思います。成功報酬で払うべきじゃないですか。

岩波商業振興金融課長

この0.5%ですがけれども、これは管理回収業務の手数料でございます。成功報酬につきましては、今現在、どれだけ回収ということを確認にすることができませんので、今回の当初予算には計上してございませんけれども、成功報酬については、別途、お願いすると……。

渡辺委員

成功報酬というのは、普通の一般社会での考え方なんですね。ここは、このほかにも成功報酬があるんですか。

岩波商業振興金融課長

今のところ、目安というふうなことで聞いていますが、先ほど、渡辺委員さんから、通常、弁護士さんは10%というようなお話がございましたけれども、RCCの場合には1.5%というふうなことを聞いております。したがって、他の、RCC以外のサービサーは10%というお話があったんですけれども、も

っと大きい成功報酬のようでございますが、先ほど新津次長からお話があったように、公的な、そういう位置づけのサービサーでありますので、成功報酬の比率を低くというふうなことで設定していると聞いております。

渡辺委員　　びっくりするじゃないですか。総額の0.5%をとっておいて、まだ成功報酬もとる。こんなことは普通考えられないんですけども。去年、5,100万円かけて、900万円回収された。その900万円に対して何%を払うんですか。そこはどうなんですか。

岩波商業振興金融課長

今のところは、それは今回予算に搭載していないように、積算はしておりません。

渡辺委員

債権を依頼した110億円が、例えば全部入ってきた。あるいは、全部入ってこなくても、ある程度、50%入ってきた。そういうときの成功報酬ということであれば、それは納得できますよね。けども、この機構に払う金よりも下回ったところでの成功報酬は考えられないし、例えば上回っても、回収された金額によって、それは納得できる。このぐらい回収してくれたんだから、このぐらいの成功報酬はいいかなというのはあるんですが、それにしても、これだけの金を払って、なおかつ、成功報酬を払うという考え方はまず納得できない。私はもともと成功報酬でいくべきだと。これが普通の考え方ではないかということを最初に申し上げて、たまたまそういう話が出たんですけども。

それで、さっきも責任という話がある中で、次長は、1円でも多く回収したいからこういうことを続けていくんだというお話をされました。それはわからないことじゃないんですよ。でも、頑張っただけの結果が出なければ、そのときはどう言うんですか。どういう責任というか、そこだけ聞きたいんですけど。

新津商工労働部次長

先ほど申し上げましたように、今、こうして鋭意取り組んでおるところでございますが、この結果がご説明できるときは、まだもう少し先になるかと思っておりますけれども、我々としては、今現在いただいている職務からいけば、先ほども申し上げましたように、1円でも多く回収するというのが使命だと考えております。

残念ながら、我々県職員にこういうノウハウがないというところから出発しております。RCCには、例えば顧問弁護士だけでも18人いるというようなことで、そうしたノウハウをおかりしながら、できるだけ先ほど申し上げたような結果を出せるように努力するというのが、私どもの使命だと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

竹越委員

私は、過去の責任の話はさて置きます。やっぱり、さっぱりしないのは、例えば今回6,000万円ですけども、0.5%というお話なんですけども、債権管理回収に、具体的にどういったことをやっているのかということが、とても伝わってこないんです。したがって、不信感みたいなものが出てくるわけでありまして。

ですから、個別の名前を挙げられないにしても、実務的にどういうことをやっているかということ、やっぱり示していただかないと、すっきり手が挙げられないのです。ただ0.5%ではなくて、さっき少しおっしゃいましたよね。訴訟にも入っているとかが言われますけれども、必ずしも全部、積算はできないのかもしれない。あるところでどういう交渉をやっているとか、そういう詰めかけの

ことを、ある程度全体的に示していただくほうがわかりやすいのかなと思うのでありますけれども、そういうことはできないのでしょうか。

岩波商業振興金融課長

貸金請求訴訟については、先ほどお話ししましたが、8月28日に提訴いたしまして、現在まで4回、口頭弁論が開かれております。詳細につきましては、係争中の案件でございますので控えさせていただきますけれども、大ざっぱに言えば、返す返さないということの議論が進められているということでございます。

それから、あとの業務ですけれども、不動産の競売を申し立てまして、今現在、裁判所で資産調査を行っております。それにつきましても、設置をして以来十数年がたっておりますので、工場の中には、高度化資金で入れた設備、その他、一宮明和が所有者になって以降のもの等が混在しているというふうな状況で、そういったものの精査を裁判所でしているわけですが、それについての確認作業というか、立会い作業というふうなこと、裁判所の資産調査の手助けというふうなことをしているということでございます。

それから、賃料の関係につきましても、先ほど、一宮明和と、生産会社、今、工場を使っている会社との関係でございますけれども、それにつきましても抵当権を持っていますので、発言力があるということで、双方の間に立って、賃貸料が県のほうに支払われるような方向で話をするというふうなことをしていると聞いております。

そのほか、連帯保証人については、先ほどお話し申し上げましたように、死亡者もいるわけですが、10名の連帯保証人がいると。それぞれの方についての資産調査等を行って、徴求に向けての準備を進めているというのが現状の味のふるさとの状況です。

竹越委員

一番大きいのが味のふるさとですからそうだけでも、ほかにも破綻とか、懸念先が幾つかあるわけだ。口頭でお話をいただきましたが、例えば既に20年度で5,000万出ているあれだから、RCCでやっている内容については、もう少し明らかにされてもいいんじゃないのかな。あるいはできないのかよくわかりませんが、私どもとしては、やっぱり、そうか。これだけやっているから。これで額がぴったり出ているかどうか（わからなくても）、結構かかるんだなという印象を持つわけだ。でも、そういうのが僕らはちょっとわからないんですよ。ましてや6,000万円については、余計にわからなくなってしまうわけであって、資料でももしあるのなら、少し出していただいて説明いただいたほうが、この予算について審議するのに、やっぱりそれがちょっと欲しいので、もしあったらいただきたいと思うのです。

もう一つ言わせてもらおうと、訴訟も、県が当事者になってやっていけば、私どもも少しは口を挟むこともできるのかもしれないけれども、例えばさっきちょっと発言がありましたよね。味のふるさと、当時の組合員がどうなっているかという話がある。けれども、例えばその連帯保証人にまで及ぶことになると、ちょっと僕なんかは、感覚的には、そこはちょっと行き過ぎじゃないのかな、という気があるんです。味のふるさとと協業組合をつくって、あそこの事業をやる経過から見て、メーンのところはつぶれてしまって、あとはほんとうに引き込まれたような感じのところがありますから、あまり強権的にやられるとちょっといがかないという気は持っているのです。当時、RCCはがっちり債権を回収するなんていう話があったものですから、逆にそういう心配も、ある意味で言うと、したわけでありませぬ。

幾つもお話ししましたが、最初のほうは、もう少し丁寧な資料を、委託してい

る業務の内容を明らかにしていただかないと、すっきり賛成しにくいのです。

岩波商業振興金融課長

資料について、どういう業務かということについて整理させていただいて、提出させていただきます。しかし、冒頭からお話をしておりますように、金額につきましては、債権額がベースで一定率ということでございますので、積み上げているわけではございません。こういう業務をしていただくという資料を提出させていただきます。

内田委員

この運営費の中身ですね。これ、債権額の0.5%だから決まるんだけども、その内容について、今、資料を出せと。多分、資料が出てきたとしても、具体的にはわからないと思う。要するに、やっているのは、多分、さっき18人の顧問弁護士がいるという話だったよね。要するに、その顧問弁護士が手数料みたいな形でとるお金だと思うんですよ。今、訴訟を、もう去年の8月からやっている。訴訟費用はまた別個だから、これとはかかわりがないことだから。そうでしょう？ この中へまさか入っているわけじゃないでしょう？ そんなことはないですよ。

岩波商業振興金融課長

今回の6,200万円のうち300万円ほどにつきましては、訴訟の、裁判所に対する予納金、それから、印紙の経費、その辺のところが入って、弁護士さんの費用等も……。

内田委員

そうすると、たまたま、去年の8月に提訴したというんだけど、裁判が提訴されていなかったら……。だって、これは計算で出てくるわけでしょう？ 11億円、掛ける0.5で。そうですよね。そうすると、今の、裁判の300万円というのが入っているんだというのは、何となくおかしいと思うんだけど、裁判がなかった場合はそれが引込むということ？ だって、0.5%を掛けた場合は違う数字が出てくると思う。それは債権額で決まるんだから。

岩波商業振興金融課長

債権額に0.5を掛けて、消費税を掛けて、それに今申し上げました裁判に要する手数料、300万円ほどを乗せた金額。11億円がベースですから、0.5を掛けて、1.05を掛けると、5,000万円台の後半になって、それに300万円という計算でございます。

渡辺委員

別の。単純に質問します。単純に答えて。36ページ。ここで、設備資金貸付金、設備貸与資金貸付金とありますけれども、資金の利息のことを聞きたいのですが、片方は無利子、片方は年2.4%、特別利率が年1.8%。これは、どこでどういうふうに違うのか？ その性格といったことを教えてください。

岩波商業振興金融課長

1番の設備資金貸付金、無利子ということと、2番の割賦・リースについて利子がついているということについてのお尋ねかと思えます。

設備資金貸付金については、これはお金をご融資するということでございまして、無利子の上に、括弧で「設備購入資金の2分の1以内」とあります。したがって、中小企業者は、2分の1は自分で調達する。多くの場合、金融機関から有利子のものを借りる。それに対して、2分の1、無利子をあてるということによ

って、総体として、利息を市中金利の半分にするという効果を生む。これはお金をご融資する制度でございます。

設備貸与資金貸付金というのは、やまなし産業支援機構が設備を買って、中小企業者に対して、月賦で再譲渡するのが割賦でございます。その利率が2.40%ということです。またはリースで月々貸付料をいただくということで、その金利が月に1.38%。これは月賦に見合う利率でございます。そういうことで、無利子であったとしても結果的に半額だということで、ほぼ平等の扱いになるようなことで組んであるという制度でございます。

渡辺委員 借りる人にとってみればありがたいなと。37ページの元利償還金というのがあるじゃないですか。この資金は県の単独資金ということですか。性格を。

岩波商業振興金融課長

37ページの元利償還金につきましては、これは中小企業基盤整備機構へお返しする金額でございます。

渡辺委員 そこから出たお金もここへ使われているというふうに思っているの？ それはまた全然別ですか。

岩波商業振興金融課長

その上段の、小規模企業者等設備導入貸付金または県単独中小企業設備貸与資金貸付金とは全然別個なものでございます。

渡辺委員 全然別個ですね。はい、わかりました。

小越委員 先ほどのお話を聞いて、ちょっと確認ですけれども、RCCとの話し合いというか、県としてはこうすべきだという話し合いというか、何回ぐらい、どのような、定期的にやっているんでしょうか。

岩波商業振興金融課長

先ほどもお話をいたしました、RCCとの約束で、窓口一本化ということでやっておりますので、私どもが対債務者に対して窓口になるということとはございませんが、現状の債権回収手続の状況等の報告については、日常的にご報告をいただいております。回数ということでいいますと、1日でも数回、10回以上というふうな頻度です。

小越委員

これから資料が出てくるというお話ですけれども、RCCに委託してお願いして、窓口を一本化して、全部お任せというふうになってしまわないかというところが心配なんです。貸し付けたときにはそういう経済状況だったかもしれませんが、貸し付けたときの県の考え方、その後、どのぐらい回収してきたのか、どのぐらい営業の経常がどうなったかという指導や助言や、それから、こういうふうにしたらいんじゃないかという県の対応にも、ここがこういうふうになってしまった結果があるかと思うんです。

それは過去の話かもしれませんが、今後やるときに当たっては、やっぱり県がどういうふうにかかわっていくのか。先ほど、RCCにお願いしたから、1円でもたくさんとってもらおうというのは当然かもしれませんが、県の考え方や、県がどのように、これからこの資金の貸し付けをしていくのかという考え方がないと、お任せというわけにいかないと思っています。

なので、私はこれからもそうですけれども、今、中小企業の皆さんにお金をたくさん貸して、そして、頑張ってもらいたいという方向でやっていると思うんですけれども。それと同時に、仕事をつくって、それをちゃんと返していただけるような、中小企業の、次のところの改善に移りますけれども、そういう指導もしていただかないと。後で、じゃあ、返せと言われても、焦げついたときに困るんですよね。これを教訓にしつつ、今後の融資のあり方とか、今後の貸し付けのあり方という、県の考え方がもしありましたら、お教えいただきたいんですけど。

廣瀬商工労働部長

私どもが直接融資をしたり、あるいは貸し付け決定をしたりする中小企業に対する制度は、すべて中小企業そのものが時代の変化を感じ取りながら、私どもの観点からすると、産業育成的な視点で融資をしておりますので、そういう点で、県としてのその姿勢が損なわれないように、かつ、委員がおっしゃるような、貸したものがスムーズに返済できるような、そういった仕組みを民間金融機関の知恵等も私どもは導入しながら今進めておりますので、今後そのような間違いが起きない、そういう方策について検討を重ねていきながら、スムーズな執行に努めていきたいと思っております。

（ 休 憩 ）

木村委員長

では、再開します。暫時休憩いたします。再開は午後1時ということで、資料を提出して始めます。

（ 休 憩 ）

丹澤委員

競売と賃料の差し押さえ、これも一応、相手方と交渉中ということで。これはRCCが交渉をしているわけですね。残っている貸金請求訴訟ですけれども、僕のところに、実は、こういうふうな契約書があるんです。「土地建物及び工場共用物件譲渡並びに債務引受契約書」とありまして、これはだれが結んでいるかという、平成10年3月29日、債権者は山梨県知事天野建、債務引受人が一宮明和株式会社代表取締役、破産管財人が、弁護士の名前がここにありまして、3者の名前がここにあるんです。この中には、まず49億3,493万6,000円と、そのほかに6億円ばかりの契約書も別にありまして、合わせて55億数千万円、この債務を引き継ぐと書いてあるわけですね。それにもかかわらず、この貸金請求訴訟、これは何でこんなのを起こしているんですか。

岩波商業振興金融課長

今、お手元の契約書に基づきまして、我々にとっては債権ですけれども、相手方の債務の弁済を求めたところ、返済をしてくれないために裁判を起こしたものです。

丹澤委員

これは債務が確定していないんですか。債務そのものが確定していないんですか。額が確定していないんですか。それとも、ないと言っているんですか。

岩波商業振興金融課長

契約書面上は債権者、債務者が決まっておりますが、平成20年度、相手方に対して、期限の利益を喪失したところで返済を求めたところ、契約書上の債務は

自分には存在しないという主張がなされたというふうに、RCCが交渉したわけですけれども、その中でそういうことが言われた。

丹澤委員　この契約書は、知事と債務引受人が入って、なおかつ、破産管財人の弁護士が入って、55億円の債務を引き受けますと。無利子でいいよと。県も、無利子で貸してやるから、平成41年までに返せばいいよ、それも無利子で返せばいいよと言って、はい、わかりました、と言って借りていて、今さら、ないと言っているんですか。

岩波商業振興金融課長　そういうことでございます。

内田委員　この契約書の日付を見ると、我々がちょうど1期目で議員になっているときの日付で来ているんだけれども、債権者が山梨県知事、それから、引受人は一宮明和、債務者は破産管財人ということで弁護士の名前になっているんだけれども、裁判をしなければならぬということ？ほかの案件については、いきなり差し押さえなり、強制執行ができるわけだけれども、これについてできないということは、やっぱりそういう手続を、そのときとらなかったということなんでしょう？とる方法があったということでしょうか？

岩波商業振興金融課長　強制執行が可能になるように公正証書を交わしておくのが通常でございます。

内田委員　公証人役場というのがありますよね。山梨県にもあるんだけれども、我々も相続ですとか、いろいろなときに利用させてもらうんだけれども、それは、要するに、公証人役場の人を通じて、あるいは公正証書による契約さえしておけば、これは要らないということだと思っただけだけれども。要するに、裁判する必要がないということですからね。そういう手続をしなかったということだから、やっぱり……。さっき、私は午前中の論議の中で、債務引き受けというときに一番ポイントなんですよ。そうでしょうか？55億円もの債務を別の人引き受けるんだから。その人は当然最初の債務者と同じ状態で引き受けてもらうんだけれども、この場合は、この引き受けによって、まさに今の状態が生じているわけでしょうか？そうすると、やっぱり責任はどこへ行くかといったら、そこへ行くんですよ。それで、私が言ったのは、その当時、我々も議員だったと。そうすると、我々の責任でもあるんですかということ聞いたんだけれども、これは議会がこの契約書を結ぶについて、かわりが持ってたんですか。かわりがなければ、おれたちに責任はないということになるよ。

岩波商業振興金融課長　13年度末、このスキームのときには、当時、商工農政観光委員会で議論があって、その中では、味のふるさとが破綻をしましたということの経緯の中でお話をした経緯はあると認識しています。

内田委員　私の記憶でも、こういう契約書が存在するなんてことは知らなかったんだから、多分、議会はかわりを持っていなかったと思うんですよ。そうすると、今日、こういうふうにしてこれが出てきて、今、議論しているんでしょう？我々にとって役割は何かということ考えたときに、やっぱりこの責任はだれがとるのかという追及をしなければならぬでしょう。債務引き受けを、ある意味では簡単

にそういう手続をとってしまったということにまさに問題があるんだよね。

それによって、さっき、午前中、RCCがどうしても必要だと。まさにそうじゃないですか。この味のふるさとの問題について、RCCの力が、まさに必要なんでしょう。ほかのところは、ほんとうは要らないかもしれないんだね。この55億円の分について必要だから。さっき我々がこの部分を外したらどうかと言ったら、いや、これだけは外せないんです、と言うんだから、まさにそうじゃないんですか。そうすると、この際、やっぱりそのときがこうだったという説明はしておかないと、今日の委員会の意味がないじゃないですか。

岩波商業振興金融課長

今の公正証書の件でございますけれども、平成14年3月、味のふるさと協業組合、破産をしている協業組合を、どういうふうに再生をしていくかということの中で、任意売却という形で一宮明和株式会社に、我々にとってみれば債権とともに、工場物件が移ってっております。それは県と相手方の味のふるさとの破産管財人である弁護士、それから破産の手続に入っておりますので、裁判所が入る中で手続を進めていって、一宮明和株式会社にそういう形で移っていったわけでございますが、今の公正証書化の部分につきましては、相当の経費がかかるというふうなことで、生産会社が軌道に乗ったところでそういった手続をするという、3者間でそういう処理がなされたと聞いております。しかしながら、ご承知のように、これまでこの委員会の中でも議論してきましたように、事業計画はなかなか思い描いたとおりには進まずに、公正証書化についてもできないまま、積み残したまま、今日を迎えたということでございます。

そうした中で、我々としては、より債権回収の手段を得るために、公正証書にかわる確定判決を得るという必要があることから、こういう手続を進めているということでございます。

内田委員

その当時、公正証書化するのにはそれなりのお金がかかる、それはそうだと思いますよ。そのかわり、今やっているような手続が要らないわけでしょう？そして、もっと、全然簡素にできたんですよ。だって、相手方と当事者だけでできるんだから。今は、裁判で確定判決を得るのに、口頭弁論を何回かやっているけれども、まだまだそこまではとてもいかないわけでしょう。そうすると、やっぱり手続とすれば、そういう手続をしておくべきだったということだと思っんですよ。

この中で、せっかくこういう論議をしているわけだから、今後の……、今まで多分、債務引き受けなんてことはしていないと思うんだけど、初めてのことをやったと思うんだけど、こういう経験を生かしていく中でも、そういう必要はあると、私は思いますね。だから、過去の責任をどうこうということは言えないかもしれないけれども、少なくとも我々がかわっている時代のことだから、今、置かれている自分たちだって、おまえたちの責任もあると言われるでしょう。平成14年3月29日といたら、そうですよ。そういうことだと思います。

そこで、部長から最後に締めていただいて。この議論は多分このままやっても、さあ、責任はどこだという議論になってしまうから、部長のほうで締めてもらいたい。

廣瀬商工労働部長

今、ご説明申し上げましたけれども、この問題につきましては、早急に我々も回収に全力を挙げていくという前提で、これまで説明いたしましたシナリオで積み上げてまいりましたので、ぜひ次年度もこれを延長して、このスタイルで進め

てまいりたいと考えておりますので、大変難題な部分もございますけれども、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第34号 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第13号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件

質疑

小越委員 これによりますと、すべての職種が、今回、値上げされている理解でよろしいでしょうか。

佐野職業能力開発課長

はい。一応、2、3であります1万3,000円、1万1,500円の低く暫定的に定めてございました7職種を含めて統一するという考え方でございます。

小越委員 この手数料は職業能力開発機構と協会、ここの収入になるのでしょうか。

佐野職業能力開発課長

はい。法律で、試験業務を協会のほうが実施しておりますので、そちらのほうの収入になることになります。

小越委員 何人ぐらいの方が1年間にお受けになるんですか。

佐野職業能力開発課長

平成19年度の実績でございますが、全体が1,990人でございます。そして、そのうち、今回の対象になっている実技試験を1,741人が受けております。

小越委員 多くの方が、1,741人、すべての職種で値上げされるということでありまして、私はこの値上げについて反対いたしたいと思えます。

討論 なし

採決 起立採決により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第18号 山梨県工業技術センター諸収入条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第21-3号 「協同労働の協同組合法の速やかな制定を求めることについて」

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（雇用状況緊急調査について）

小越委員 一、二件だけお願いします。雇用問題について、雇用状況緊急調査を1月からされたと思うんですけども、まず調査をされての感想をお伺いしたいと思いません。

塩谷労政雇用課長

雇用状況緊急調査結果では、3月までに非正規社員2,252人が離職するということになっております。非常に厳しい状況であるということ認識しています。

小越委員 2,252人というのは、この数字でいきますと、増減を足したものであります。私はここの派遣社員2,141人減、パート6人減、その他減、これを足しますと、2,141ではなく、2,500人近い方々が、解雇というか、職を失うという認識じゃないかと思うんですが、いかがですか。

塩谷労政雇用課長

プラスマイナスで2,252人ということでありまして、小越委員がおっしゃったように、それぞれの職種によって、プラスマイナスがあります。非正規雇用全体の中でも増えているところもありますし、減っているところもありますので、ただ単純に2,500人ということではないとは思っております。

小越委員

私はそこの認識がちょっと違うと思うんです。一人一人がそこに生活がかかっており、解雇されて生活ができなくなる。予算のプラスマイナスと違うんですよ。ここには2,500人近い方の生活がかかっているんで、2,252という数字ではなく、解雇されて職を失ったという方の数のほうが実態に近いし、それが労働者を守る立場からの発言であってほしいと思っております。

そこの認識からまずちょっとずれているなど、私は思っているんですけども、

この調査の中で、途中で解雇された方は何人ぐらいいらっしゃったんでしょうか。

塩谷労政雇用課長

中途解雇という把握ではございませんで、派遣切りもしくは中途解雇という形での調査結果を把握しております。

小越委員

その方々は何人いらっしゃったんでしょうか。

塩谷労政雇用課長

調査結果の非正規社員の2,252の内訳ですが、派遣が2,141人減、期間工は232人の増、先ほど委員がおっしゃったとおりで、パート6人減、その他で337人の減という把握が、派遣切りもしくは中途解約の数字です。

小越委員

この2,500人近い方のほとんどが中途契約で解雇されたという理解でよろしいでしょうか。そうしますと、山梨県にある全部の会社に行ったわけではなく、製造業51社へ行かれたということですが、51社では、派遣は何年ごろからされていたんでしょうか。派遣の受け入れは何年ごろになっていますか。

塩谷労政雇用課長

労働者派遣法の製造業への解禁が16年3月1日ですので、それ以降だと考えております。

小越委員

私どものところに相談のあった方がいらっしゃいます。峡西地域の製造業の方で、男性の方ですが、3月末に派遣労働者全部が解雇とか契約解除になると。この方は10年近く同じ仕事をしていたというんですけれども、この人は派遣労働の違法ではありませんか。

塩谷労政雇用課長

労働者の派遣は臨時的、一時的な労働力の需給の仕組みでありますので、労働者派遣の役務につきまして、派遣の就業場所ごとに同一業務であるかどうかという部分が、派遣可能期間の判断になるかと思えます。派遣可能期間は、労働者派遣法によって、製造業の場合には最長3年となっておりますので、それ以上はないと、県としては考えております。

小越委員

ということは、この方の場合、10年近く同じ仕事をやっていたとなりますと、3年を超えていますので、この方は正規の職員として申し出ることができるという認識ですか。

塩谷労政雇用課長

労働者派遣法の場合には、同一業務であれば3年以上できないんですけれども、業務が変わった場合には労働者派遣が改めてできるという形にはなっております。ただし、委員が言うように、労働者派遣の実施期間内において、いわゆる違法な行為があれば、その実施期間については派遣期間に含まれるというふうな答弁が国会でもあるようですので、違法性があれば、派遣法の派遣可能期間に通算されると思いますが、現在のところ、うちのほうではそこは把握しておりませんので、ご承知願います。

小越委員

もう1件、電話が来ました。大手の製造業の派遣ですけれども、派遣会社を通

じて業務を請け負う仕事をしていたと。その後、一時的ですけれども、2006年6月から9月まで期間工として働いていた。その後、また派遣会社に籍を戻された。これは2006年9月から、今度は3年たっていますけれども、その前に期間工として働いて、その前にまた、派遣で業務請負をしていたとなりますと、この方も3年を超えて、正規職員として申し出ることができるということによろしいですか。

塩谷労政雇用課長

期間工である期間が違法な行為であった場合には通算されますので、申し出なければならないと思っています。

小越委員

こここのところは、3年間のところだけではなく、その前に3カ月と1日、クーリング期間を含めて期間工、それから、その前も偽装かもしれませんけれども、偽装請け負いを含めて、そこから通算して全部3年以上たっていると、正規職員を申し出ることができる。

それでいきますと、2006年に偽装請け負いの問題も大きな問題になりました。それと同時に、派遣にどんどん切りかえられていったんですけれども、2007年の山梨の製造業の派遣は6,300人いらっしゃいます。2007年で6,300人ですから、2008年にはまだ多かったかもしれませんし、2006年のときから比べましても、かなりの方がこの3年間の期間を超えているというふうに思われるんですけれども、いかがでしょうか。

塩谷労政雇用課長

違法行為かどうかにつきましては、法律を所管する山梨労働局において現行法制にのっとり、指導しているものと考えております。

小越委員

それで、緊急調査をしたときに、派遣のラインを入れたのは何年ごろからだったとお伺いしていますか。製造業に派遣を入れたのはどのぐらいから始まっていると聞いていますか？

塩谷労政雇用課長

派遣期間については聞いておりません。

小越委員

派遣期間ではなく、例えば派遣期間の上限は、その、人ではなく、業務そのものを3年以上、そこで派遣にしていた場合は、たとえそこで1年働いたとしても、その業務は、派遣の場合は、全部、正規にかえなければならないと。その人の3年ではなく、業務が3年を超えていますと、派遣を正規職員にかえなければならない。となりますと、山梨県が調査した51の会社の多くが、もしかするとその業務そのものを3年以上派遣で使っていたんじゃないかと思われるんですけれども、いかがでしょうか。

塩谷労政雇用課長

その点は把握しておりません。

小越委員

それですと、先ほど、労働局と相談と言ったんですけれども、この緊急調査の数字と先日の労働局の数字も違いましたし、それから、この緊急調査の結果、労働局と一応、本部をつくってやっていたらっしゃると思うんですけれども、どのように生かされて、労働局と連携をされているのでしょうか。

塩谷労政雇用課長

先ほど申しましたように、労働者派遣は2次的、一時的な労働力の需給調整の仕組みでございますので、その役務については、先ほど委員がおっしゃったように、同一業務では3年以上できないということは当然法律に基づいておりますので、その法律を所管する労働局と県が把握している調査については連携しながらやっていきたいと思っています。

小越委員

労働局と連携して、この4団体には文書が出ていますけれども、ほかにどんなことをされたんでしょうか。

塩谷労政雇用課長

委員がおっしゃったように、対策本部で、経済団体4団体に申し入れました。県としては、2月補正、当初予算でご審議いただいたように、本県の雇用情勢を注視する中で、雇用再生総合プロジェクトを策定し、緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生事業を効果的に活用し、雇用対策を適時適切に対応していきたいと考えております。

小越委員

労働局と一体何をしているかと、この文書1枚を出したぐらいが労働局と連携しているのかと思ってしまいます。せっかく51社回って歩いたんですから...、労働局も労働局で聞き取り調査をしています。先ほど、課長の答弁がありましたけれども、同一業務で3年以上の派遣はだめだというのがわかったんですから、それは労働局とも相談して、そういうものを各企業に広報、周知徹底する、あるいは労働者に対して周知徹底するということがあってもいいんじゃないでしょうか。いかがですか。

塩谷労政雇用課長

確認はしておりませんが、労働行政サイドで、昨年9月以降、通知が何回か出ておりますし、11月10日時点で、事業主に対して、厳守するようという通知が出ていると思われまます。そこはちょっと確認しておりませんが、労働局サイドでの指導はしてあると考えています。

小越委員

せっかく調査をして、大変な状況であるという認識をしていらっしゃるんですけれども、ほとんど労働局任せだと。労働局もいまひとつ腰が重いというか、もっと山梨県と労働局が力を合わせて……。今、山梨県の製造業で6,300人、もっと超えていると思うんですけれども、この方々が、今の法律の中でも、派遣切りに遭うわけがないというか、正規職員として申し出る必要があるという方がたくさんいらっしゃると思うんです。であれば、山梨県がせっかく調査したんですから、企業に対して、この文書だけでなく、こういうときには正規職員として申し出なければならぬということも含めて文書を送るとか、労働局とも相談して、そういうふうに周知徹底が、労働者や企業に対して必要だと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

塩谷労政雇用課長

現状では、要請することを想定しておりません。しかしながら、今後、先ほど申し上げましたように、緊急雇用の施策を実施するということと、雇用情勢を注視する中で雇用対策を実施していきますので、その辺のところはご理解いただければと……。

小越委員　　これから2009年問題が出てきまして、これからますます派遣切りされる方の数が出てくると思いますので、労働局任せにしないように、ぜひ県が率先して、一番、状況をつかんでいらっしゃる最前線だと思いますので、ぜひ労働局と一緒に文書も出して、そして、知事が先頭に立って、解雇するなど訴えてもらいたいと思います。

（産業集積促進助成金について）

もう1点だけ、産業集積促進助成金のことについてお伺いします。先日の補正予算のときに、課長のほうから、この産業集積助成金で雇用人数が増えたというふうにお話があったんですけども、減っている会社はありませんか。

中込産業立地推進課長

減っている会社も中にはございますが、トータルで、助成金を交付した事業者の、我々が言う常時雇用者数は増えております。以上です。

小越委員

減っている会社は何社で、何人減っているのでしょうか。

中込産業立地推進課長

3社で43人が助成金を交付したときよりも減っています。トータルでは84人の常時雇用者が増えています。

小越委員

減っている会社に対しては、助成金を支給したときよりも減っていることに対して、どのような指導というか、要請をされているんですか。

中込産業立地推進課長

それぞれの企業めぐりをする中で、年が変わり、2度にわたり、企業の経営者や役員の皆様方にお会いする中で、もともとのこの助成金の目的をお話しして、正規職員あるいは派遣職員等、山梨県において貴重な財源を投入しているわけですから、雇用の仕組みが十分守られるよう強く要請してきております。

小越委員

この43人、84人というのは、常時雇用ということで、いわゆる、先ほど話があった、派遣労働者とか、それは含まれていないということですか。

中込産業立地推進課長

含まれておりません。

小越委員

それで、含まれていないとなると、派遣労働者の派遣切りとかをしているところはかなりあると思います。今、43人減っているという以外にも、派遣労働者が今までの仕事から契約解除になっている方がいらっしゃると思うんです。以前お聞きしたときに、この助成金は産業の活性化と雇用の安定を図るというお話がありました。1社に対して事前協議があったというんですけども、1年間、その要綱に見合った5人なり10人が雇用されていれば、その後は該当しないということになりますと、例えば100人、200人の派遣切りをしたとしても、要綱違反ではないという理解ですか。

中込産業立地推進課長

この助成金については、何度も申し上げましたとおり、常時雇用労働者という

状態の社員を対象に、一定の雇用が確保されたときに助成金を交付するという仕組みですから、そのところは、あくまでも我々はそこが守られていれば、この助成金を交付するということになりますので、それ以上……、派遣社員等につきましては当然、先ほどから繰り返すようですが、企業を訪問する中で、正規社員、派遣社員を問わず、ぜひ地元雇用が守られるように強く要請はしてきているところです。

小越委員　　そうしますと、先ほどの中小企業近代化資金のときに、焦げついて大変だという話があったんですけれども、例えば1つの会社に7億円とか4億円とかいうお金が行っています。そこで派遣切りを100人、200人したり、あるいは一時休業した場合に、このお金を返してくれということと言えるんでしょうか。

中込産業立地推進課長

これも繰り返すようですが、常時雇用労働者、この助成金の対象となっている労働者が一定の条件をクリアしていれば、当然、交付ができるわけですから、今、委員が言ったとおり、それが守られていれば、そのまま助成金そのものを返還しろとかそういうことはございません。

小越委員

大企業とか誘致企業にはお金を渡して、中小企業は、先ほどのあれですけれども、そこが焦げついたら、ちゃんと返してくれないと困るという、そのところが、やっぱり基準がちょっと違うと思うんです。とりわけ県外から来た名立たる会社も何件ありますよね。そこで100人とか100人以上の派遣切りをしているのに、そのときに要綱が守られていれば、返してもらわなくてもいいとか、それはやっぱりないと思うんです。

ほかの県におきましては、例えば、そのときの財政状況を見ながら、1年ずつ1億円ずつというところもありますし、それから、毎年報告書を義務づけているところもあります。ある県では、助成金を出したときよりも人数を減らすという企業に対しては、要綱に照らしていかなものかというふうに監査委員から意見がついているところもあるんです。私はこのことも学んで、山梨県の要綱そのものを見直したり、運用の見直し、派遣切りも含めて、そこに対する厳しい指導や助言、要請をすべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

中込産業立地推進課長

もともとの助成金ができた背景は、繰り返すようすけれども、山梨県におきまして、製造業を立地する者が、産業集積の促進と雇用機会の増大を図ることによりまして、山梨県経済の活性化に資することを目的としておりまして、我々の仕組みでは、先ほどから繰り返すようですが、今回の補正あるいは当初分を含めて19社になるのですけれども、とりあえず今まで交付した15社では、本来の助成金の目的の部分は十分達成されておりますし、また他県におきまして、制度創設のときに、その辺は十分調査した上でこの制度をつくってきたものでありますから、今回のこういう状況の中でも、それぞれの県の状況をつぶさに調査する中で、そういう状況ではないと判断しております。

これ以後も、ぜひこの目的に沿って、こういう100年に一度の非常に厳しい経済状況下で困難な部分もありますけれども、ぜひ雇用が守られながら、もちろん一定以上の企業の設備投資がなされるということが条件でありますけれども、そういう中で、企業めぐりをしながら、山梨において、山梨県人が雇用されて、山梨の経済の活性化に資するよう、我々も企業に要請しながら、企業訪問を続けていきたいと考えております。以上です。

小越委員

最後にまとめますけれども、このところだけは、この要綱、助成金だけは返してもらおうとか、企業が少し傾いてもしようがないと。企業に配ってあげているんですよ。中小企業の融資は違いますよね。審査が厳しくて、返してくれるかどうか、それによって、中小企業に貸す金額も変わってきます。違ってきます。利息もあります。どうして誘致する企業にだけはいい顔をするのかという気が、私はするんです。

そして、この100年に一度の中で大変になってくる。7億5,000万円出している会社もあります。5億円のところもあります。そこがだんだん大変になったときに、さっきの話ですけれども、出してよかったのかということも含めて、例えば単年度ごとに考えてみるとか、要綱も5人じゃなくて、もっと派遣切りのことも含めて考えてみるとか、やっぱり要綱の見直しをしないと。あと10年後に、この金を使ってどうなったかという、さっきの近代化資金じゃありませんけれども、なってしまうかねない状況だと、私は心配しているんです。ぜひ要綱の運用も含めて、見直しをしてもらいたいと思います。以上です。

主な質疑等 観光部関係

第25号 平成21年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

（企業研修等団体旅行誘致促進事業費について）

内田委員 何点か質問したいと思います。まず、たしか、4ページだと思いましたが、MICEという言葉が出たと思います。企業などが研修会だとか、あるいは各種団体の大会などの開催を目的とする団体旅行の誘致を促進するというので、これは新規の事業だと思うんですけども、私なんかの感覚だと、一般的に、団体旅行みたいなのは、今の時代は、もうしなくなってきているんじゃないかなと思うんですけども。そういう中で、あえて企業の研修会だとかそういうものの誘致を推進していこうと。このMICEというのは何かの省略されたものだと思うんですけども、根底には、国の何かだとかそういうものがあるんですか。

山田観光企画課長

MICEにつきましては、頭文字をとったものでして、それぞれ、「M」はMeeting、会議とか企業研修とか、「I」はIncentiveで企業の報奨旅行、Conventionで大会、Exhibitionで展示会という、M、I、C、Eという頭文字をとりまして、MICEと呼んでおります。すみません、説明不足で。

それで、ただいま委員から、団体旅行ではなくて、個人旅行のほうにシフトしているというお話がございましたけれども、近年、国内における新たな団体旅行として市場の拡大が期待されているところです。企業等がご自分のところで研修施設等を持たない傾向にあるということが一方側のねらいで、そして、私どもとしたら、ウィークエンドだけじゃなくて、週の間も、あいている施設等を活用できるということで、山梨県の特性を生かした誘致事業を展開したいと、こういう計画を立てました。

内田委員

確かに、意図というか、思うところというか、よくわかるんですけども、何回も何回も同じ言葉を言うんですけども、たまたま時代が100年に一度のこういう状況で、会社が大きいところから小さいところまで、どこも四苦八苦みたいなことをやっているわけですね。そういうときに、例えば東京にある企業が従業員を引き連れて山梨県で研修会をやるなんて、今の時代に考えるのかなと、私は非常に不思議だなと思って、何でこんな事業を、今年、新規に入れてくるのかなと、時代の背景みたいなものを見たときに非常に不思議なんですよね。でも、こういうときだからこそ入れているのかなとも、一方では思うんですけども。

やっぱり事業をやるからには、先を見るといいですか、どういう時代が来るのかとか、今どういう状況に置かれているのかということのを正確に判断する能力みたいなものも、絶対に必要だと思うんですよね。そういう中で新しい事業を推進していくというのが本来のあり方だと思うんですけども、どうもこの辺が説得力に欠けるなと思うんですよ。

これを、私が見たときに、MICEというのはちょっとわからなかったんですけども、今説明を聞いてみると、何となく今の時代は、ちょっと待てよという時代になっているんじゃないかと思うんですよ。だから、国が、何かがあって、そういうことをやれと言っていてやるのかなと、山梨県ばかりでなくて、全国的に

やるのかなと思って聞いたんですけども、特別にそういうことがない中で、山梨県で独自に考えたということですね。

山田観光企画課長

はい。本年度におきましては予算が計上されていなかったんですけども、南都留の商工会をはじめ、1つの旅行会社において、旅行商品として首都圏のほうに販売をいたしました。それで今、手ごたえを感じているところですけども、さらにもっと受け入れ態勢を整備するなどして、ほかの旅行社にも旅行商品をつくって売っていただけるような形でやっていきたいと思っています。

（やまなし観光推進機構事業費について）

内田委員

観光部のほうでそういう取り組みをしたいということであれば、我々も一生懸命応援しなければならないということですから、ある意味で大いに期待をしようと思います。

次に8ページ、先ほどからもう何回も説明があるんですけども、新年度の4月から、社団法人やまなし観光推進機構というものを立ち上げるわけですよ。だから、今までのもろもろの団体を統一した形でこういうものにするんだと思うんですけども、このところで、1億2,000万円ぐらいの予算が計上されているんですけども、さっきの説明だと、いろいろな事業をやっていくと。いろいろな事業ということでは、何が具体的に入っているのかわからないですよ。予算化しているということは、きちとしたものがあるはずですから、まずその辺の説明をしてもらいたい。

堀内観光振興課長

4月に新しい機構を立ち上げるということで、従来ありましたそれぞれの機関を統合いたしまして、立ち上げるということでございます。基本的には、新しいニーズにもこたえなければいけないということで、従来から申し上げているような、地域ならではの旅行商品、着地型旅行商品と申し上げますけれども、そういったものを、地域と一緒にあって、造成して売っていくという試みですとか、あと、大学と連携をいたしました、観光人材育成というふうなもの、またさらには、首都圏バイヤーと山梨県の県産品の生産者をつなぐというふうな新しい形の物産販売、さらには、これまで大型観光キャンペーンを18年から3カ年展開してまいりましたけれども、そういったノウハウを生かした継続的な観光キャンペーンというふうなものに取り組みをしていきたいと考えております。

内田委員

これは、さっき、市町村だとか、あるいは民間の旅行社みたいなところから人材を集めるという話でしたよね。総勢で……、これは、人件費は入っていないのかな。その辺がちょっとわからないと思うのであれなんだけれども、どれぐらいの人数を予定しているんですか。

堀内観光振興課長

現在、母体となります観光物産連盟のやまなし館を除いた人員が9名でございますけれども、やまなし観光推進機構は21名の体制でいきたいと考えております。増員いたしますのは、県の職員はもとよりですけども、先ほど申し上げましたような、民間から、民間の旅行社、現在予定しておるのは、JTBと日本旅行でございますけれども、そのほか県内の富士急行ですとか、山梨中央銀行からも来ていただきたい、派遣してもらおうというふうな話も進めております。市町村につきましては、笛吹市と富士河口湖町から人材を派遣していただけるというふ

うなことであります。

内田委員 人件費は入っているの？

堀内観光振興課長

人件費は基本的に派遣元の負担ということですので、今回の1億2,000万円の中には、県から派遣する職員の分は入ってございますけれども、民間、市町村から派遣していただく人件費分は入ってはありません。

内田委員 そうすると、今、私、ちょっと聞き漏らしたかもしれないけれども、県から行っている人は9人と言いました？

堀内観光振興課長

県からは7名でございます。

内田委員 その分が入っているということね。

堀内観光振興課長

はい。

（信玄公祭り開催費について）

内田委員 わかりました。

それでは、次に信玄公祭り。先ほどから説明もしていただいて、この委員会に入る前にも説明もしていただいたんだけど、さっき部長のほうからも同じ発言があったし、課長からも、抜本的な改革をするんだという話がありましたよね。私なんかは、抜本的な改革というと、祭りそのもの、これは40年ぐらいの歴史があるわけですから、スタートしたころのことを考えて、祭りのあり方を考えるんだろうと思いますね。ところが、どうも聞いてみるとそうではないようで、今までの歴史の中で積み上げてきたものはそのままの状態であって、エリアだとか期間とか、その辺を変えることを抜本的な改革と言っているみたいですが、そうですか。

堀内観光振興課長

既に今年で38回、この4月で39回を重ねてまいりました。これまでも、平成7年、信玄公役に、スターであります渡哲也さんを抜擢するとか、平成14年にはルートを延長したり、湖衣姫コンテストをやったというふうな形で、それなりに、いかに信玄公祭りを皆さんに楽しんでいただけるかというような観点から見直しをしてまいりました。

今回の見直しにつきましても、40回に向けて、信玄公への県民の思いを生かしながらというのが前提となっております。そこを踏まえまして、先ほど部長が申し上げたように、期間とかエリアとか、もっと参加型の祭りにするとか、祭り中身自体を変えていこうというふうに今、考えておるところでございます。

内田委員 私は、祭りというのは、日本全国、時代に関係する祭りが、もう数え切れないぐらい、多分、あると思うんだけど、例えば京都で行われている祭りみたいなものは、非常に、歴史を大事にしていると思うんですね。祭りはもともとそうだと、私は思うんですよ。我々が、今の時代に新しいお祭りをするのであって、やっぱりそこには歴史があって、それに基づいてお祭りをするわけですよ。

そうすると、これは、信玄公祭りと言うのだから、当然、武田信玄がメインのわけですよね。私は、何年も前に、観光部ができたときに、多分、こういう話をこの場でしているんだけど、そうすると、武田信玄あるいは武田というものを考えたときに、今までのスタイルで、一番私が不思議だなと思うのは、この舞鶴城を使って出陣をやりますよね。そうすると、歴史ということから、みんなだれでもわかっていることだと思うんだけど、歴史を考察していくと、武田信玄というのは京を目指したわけですよ。そのときの、まさにここは敵方のお城ですよね。それは間違いないんだよね。間違いないんだけど、一番肝心な部分は改めようとはしない。そうですね。そうすると、私は抜本的な改革なんかじゃないと言いたくなるんですよ。そうじゃないですか。私はそう思うんですよ。

堀内観光振興課長

委員のおっしゃるように、甲府城というのは武田信玄のお城ではない。今まで信玄公祭りというのは、要は、お祭りを運営するために、どういうスペースがあって、どういうふうに動かせば、お祭りが回るかということがありまして、多くの人が集まれる、舞台がセットできるというふうなことから、甲府城を使っていたという経緯がございます。

前回の委員会でも申し上げましたけれども、今回は出陣式典全体を甲府駅前に特設の大きいステージをつくって展開しようと考えております。前には500席の観覧席も設けて、要するに、信玄公祭りの皆さんがイメージできるようなメインの部分というのは甲府駅前。甲府駅前を使いまして、1,500人の武者をどういうふうによく見せるか。ですから、甲府駅前の舞台は専門の演出家によって演出をしっかりと、見ばえのいい信玄公祭りというふうなことも配慮しておるとい状況でございます。

内田委員

私はそうじゃないと思うんだよね。甲府駅前って、甲府駅というのは、中央線が元あった甲府城を分断して、たまたまあそこに駅ができたということで甲府駅なんだけれども、武田信玄の適地というのは甲府駅じゃないんだよね。だから、甲府駅前の広場というの、やっぱりやっている人たちが、ここにスペースがあるからということでは、私はあんまり変わらないと思うね。

やっぱり歴史の上からいくと、北口の武田通りってありますよね。だって、武田通りという名前がついていて、武田通りをメインにしないというお祭りがあるのかなと。これは外から来たお客さんに聞いてみると、「そのとおりですよ」と言うんですよ。ここで出陣をしていたときに、私は東京からお客さんを招いたこともあったんだけど、ある程度の年齢にいった人たちも、武田信玄のお城だと思いましたよ。それはうその話じゃないんですよ。歴史の勉強をある程度していても、やっぱり信玄さんはここのお城だったんだと思うんですよ。それは回を重ねれば重ねるほど、そうなるでしょう。

そういう中で、私は何年か前に言ったんだけど、そういうことからいうと、やっぱり改革をしようということであれば、向こうのやかたに向かっていくのが、ほんとうの意味での改革ではないかなと、私は思うんです。これは非常に難しい問題がいっぱいあるんですよ。ある民間人は、神社庁に交渉して、武田神社を山梨県に返してもらったらどうかなんていうことを言う人もいますよ。でも、そういうことも含めて、これは笑い話じゃないと、私は思うんだよね。やっぱり歴史というのはそういうことなんですよ。

武田神社の向こう側にはそういうものがまだ残っているわけでしょう。田んぼの中にも石積みが残っているし、そういうものが残っているんだから、本来はそうなんですよ。そして、もっと言えば、我々がほんとうに信玄公のことを尊敬

するとかということであつたら、そういうことへ戻していくというのが本筋じゃないですか。だから、この前のときに私が言ったのは、信玄公が草葉の陰で泣いているよと。冗談じゃない。おれはこんなところから出陣しても困るわ、ということだと思えます。そういうことへの改革というのは、全く考えていないですか。

堀内観光振興課長

専門家による検討委員会を立ち上げまして、お祭り全体の議論をしていたときに、武田通りを使ったらどうかとか、甲府の駅の北口を使ったらどうかという議論がなされました。ただ、一番基本的に考えたことは、1,500の武者をいかに臨場感あるように見せるかというふうなこと、それから、10万人とか8万人という、おいでになるお客さんの動きやすさというようなことを考えたときに、やっぱりうまく動線を使えるのか、お客様がスムーズに見られるのかというようなサービスの提供、円滑にお祭りを回していくというようなことも、重要な部分として考えなければならぬと考えました。

先生のおっしゃいます北口、特に武田通りといったところの、武田ゆかりの部分の活用、PRというふうなものにつきましては、今後、40回に向けて、やっぱりいろいろなメニューを今まさに検討している最中でございます。例えば武田の24将のやかたをめぐるツアー、スタンプラリーみたいなものとか、しっかり武田の歴史を知ってもらうような、そういった新しい信玄公祭りの充実の中で、新しいメニューと申しますか、武田の歴史を知ってもらうような企画につきましても、今後検討させていただきたいと思えます。

内田委員

言っていることはすごくよくわかる。もろもろの、武田信玄公祭りに付随したお祭りというのがありますよね。天目山のほうでやる、勝頼公まつりというのがありますよね。あれはまさにそうだと思いますよね。場所もそうだし。あるいは、韮崎のほうにもありますよね。あるいは、我々の地元のほうにも、大井夫人に絡んだお祭りもありますよね。それはまさにその場所ですよ。

そういうことから考えて、ほんとうのメインの信玄公祭りというのが、本来あるべき場所で行われていないということだから、やっぱり私は、抜本的な改革の中へそれを……。来年度のその次、22年度には40回ということだから、まさにそういう節目の年でこういう改革をしていこうということが出てきたんだから、将来に向かって、やっぱりそれを考えていくべきだなと、私は思うし、このお祭りを未来永劫続けていく中で、必ず、我々よりもっと先の世代になったときに、多分そういう考えの人がいっぱい出てくると思うんですよ。歴史が向こうへ行けば行くほど、武田信玄あるいは武田というものに対する直接的な結びつきがあったほうがいい。だから、ぜひそのことを視野に入れていただきたいと思います。

それから、お祭りというと、信玄公にだれがなるのかというのが、何となくメインみたいになって、渡哲也さんが来たとか、あるいは新しい年度の場合は柔道の山下さんですよ。それもそうなんだけれども、私は、お祭りそのもののあり方はやっぱり違うと思うんですよ。だから、その辺は、だれが信玄公をやるかということも大事だと思う。でも、それよりもっと大事なことがあるような気がするんですよ。ぜひその辺を考えていただきたいと思います。我々の地元のお祭りもみんなそうですよ。全然関係ない場所でやるなんてお祭りは一つもないですよ。考えていただきたいと思います。

（中国観光セールス強化事業費について）

それから、もう1点。中国観光セールス強化事業費というのを、たしか盛られ

ていると思うんだけど、この事業についても、前に、多分、したことがあると思うんですけども、特に中国をターゲットにして、インバウンド観光を活発にしていこうということで、上海と北京へ専門のスタッフを送るというのは、多分、向こうの人たちを使うのかな、このレベルでいくと。

それで、よく引き合いに出されるのは静岡なんですよ。「富士の国やまなし」、これは昔、静岡が「富士の国静岡」と。知っていますよね。既に、もうかなり前に「富士の国静岡」という言葉を使っているんですよ。例えば中国へ行ったりしたときに、富士山が出てきて、さあ、富士山と叫ぶたらどこだと叫ぶたら、大体、静岡だと。

それには理由があって、静岡は、かなり前に、上海に事務所を持っていますよね。これは知っていますよね。我々は、これも、かなり前に主張したのね。静岡にはおくれてしまっているけれども、ほんとうに中国をインバウンド観光のメインに据えるならば、少なくとも中国の中に事務所を置くぐらいの取り組みをしなければ、インバウンドなんて、やっぱり山梨になんて来ない、という議論もしたんだけど、どうですか。今のこのレベルからさらに発展して、事務所を、なんて考えはありますか。これはお金がかかりますけどもね。

窪田国際交流課長

平成20年度から、北京に専門員を置いて、取り組みをしてきました。それで、委員がおっしゃるように、やはり中国はこれから伸びるということで重要性がありますので、一応、専門の現地の方をお願いするという形でやっています。実は費用対効果を考えますと、人件費とか、経費的には非常に安くお願いができます。他県の様子なんかを見ますと、上海には、一応、全国の22県ほどが、もう既に事務所を持っています。事務所の運営等を見ますと、数千万円と、経費的には非常にかかっております。ですので、将来的に見越した場合、一のステップといたしまして、こういう形で、市場調査等しながら食い込みをして、様子を見ながら、今後、検討していくような形を考えまして、20年度から北京、また21年度は上海という形を考えております。

内田委員

観光部も本気で中国だとか、あるいは台湾だとか、韓国だとか、香港だとか、アジアのほうにシフトするのであれば、今まで事務所を持っているところもありますよね。そういうところからシフトがえしてもいいんですよ。だって、まさにそうでしょう。費用対効果と、今、言われたんだから。効果がないところは切って、新たなところへ向かっていくというのも一つの方法なんですよ。中国とは、四川省と友好県省を結んでいますよね。でも、ほんとうの意味のインバウンドということを考えたら、やっぱり北京だとか上海みたいな人口が多くて、富裕層が、ある一定の数いるところですよ。ある程度お金がなければ、旅行ができないということですからね。だから、そういうことも視野に入れるべきだと思います。

（やまなしブランド確立推進事業費について）

丹澤委員

観光部の皆さんは、ほんとうにきめ細かくて、アイデアを凝らして、創意工夫、やっぱり、いろいろ考えているなど。法律に縛られない課というのは、こういうふうな、アイデアを絞れば、いろいろ出てくるんだなど、感心して見させていただきました。

その中で、観4ページに、やまなしブランド確立推進事業費50万円というのがあります。これはやまなしブランドを確立するためにコンペをしたいということのようなんですけれども、どういうふうな中身でコンペをするんですか。

山田観光企画課長

ターゲットは、首都圏の30から40歳代の女性を考えております。それから、中身は、山梨のワイン、フルーツ、温泉、水などを素材に、東京を中心とした大都市圏在住者が求める、美とか健康とかいやしとかをつないで、ストーリーをつくっていききたいと考えております。

丹澤委員

確かにターゲットを絞るということは大事なことで、「いいちこ」がまさにその成功した例ですよね。年収600万円、30から40歳の人で、地下鉄に乗って、週刊誌は『週刊文春』、新聞は日経、こういう人にターゲットを絞って宣伝して、それが「いいちこ」として名を売ったということで。30代から40歳の女性をターゲットにする。そして、ワインとフルーツということで、いいことだと思ってくれるけれども、いつ、そのコンペをして、いつ決めて、いつからこれが具体的に始まるんですか。

山田観光企画課長

コンペにつきましては、当初予算が通った段階でホームページ上に掲載をいたしまして、プレゼンテーションをしてくれる方を募って、決めていきたい、審査要綱をつくってやっていきたいと思っております。それは4月を予定しておりますので、5月ぐらいから始めたいというふうなスケジュールでおります。

丹澤委員

この新しい、さっき言った、新聞ではイメージアップ作戦と書いてある。ここでは山梨のブランド確立だということですが。具体的に、電車を借り切るとか、電車の側面全部に観光ポスターを張って、2,000万円かけると、これには書いてあるけれども、コンペが4月、5月に終わって、その結果をすぐ実施に移すんですか。

山田観光企画課長

そこで広告代理店等を選びまして、その後、私どもは、花と名水のキャンペーンをしておりますので、その後、秋ぐらいに、こちらについてはやっていきたいと思っております。

丹澤委員

わかりました。そんなに簡単には、すぐにはいかないと思うけれども、ぜひ秋の観光には向けて……。

僕がさっき話を聞いて不思議に思ったのは、この50万円が観光部の予算で、50万円のコンペ費だけついて、あとの実際の観光宣伝費というか、事業費が、どうして総務費の広聴広報のこんなところへ、今、4,000万円とあるけれども、5,500万円から隠れたように、隠したように。それこそまさに堂々と表へ出すべき予算だと思うけれども、何でこんなところに、隠れたような予算になってしまっているんですかね。

山田観光企画課長

私が財政課から聞いている範囲では、平成21年度予算では、県全体の県政情報発信に係る事業を広聴広報課の県政情報発信事業に一括して計上しており、そのうち4,000万円程度が観光部に配当されるというふうな仕組みで、県の財政の方針であると伺っています。

丹澤委員

そうすると、観光部は信用されていないということなんだ。できっこない。できないから、広聴広報課のところに入れておくから、もしできたら言っただ

さいよと。財政課が執行管理にしておいて、こんなところへ隠したように載せておいて。まさにこれこそ僕は、知事が自慢して、胸を張って予算化して、みんなの前で堂々とやるべき予算だと思うけれども、部長さんがもっと主張をして、このことは自分がやるんだと。イメージアップしようというときに、これは一番いい予算じゃないですか。そういう点で、僕は、この予算を何でこんなところに入れてしまったのかと。部長、もっと主張をして、こちら……。だって、今、農務部の予算ですら、ここの中へ入っているんですよ。これが、最も、ここでやる5,500万円のうちの4,000万円もここへあてると言っているながら、こんなところに隠してある。これは部長さん、もっと強く主張するべきじゃなかったんですか。

進藤観光部長

今言われたように、PRとか、宣伝広報をどうしていくかという話と、それを実質的に支えるのは、4,000万円の予算がセットになって、初めてブランド推進効果が発揮できるということで、そういう主張をしましたし、そういう予算要求をしまりました。今、課長が説明しましたように、県全体のイメージアップということで、一元的に広聴広報課の中で予算を計上するというふうな仕切りに最終的になったということですので、そういった意味では、観光部の主張が最終的には通らなかったというのが実態です。

丹澤委員

それは、私が、再三言っているように、山梨県は査定の仕方がだめだと。本当は、各部長さんが自分の責任で予算査定をしたほうが、ほんとうに自分の思い入れの強いものができるし、責任を持って予算を執行しなければならないということがあるから。国から来た総務部長と財政課長に仕切られて山梨県の予算がつくられるなんて、僕は間違っていると。これはもっと山梨県の人たちが直接県民から聞いて、部長さんが予算を組み立てる。そういう方法がほんとうが一番いいと思うけれども、なかなか各部長さんたちが乗ってこない。そんなことをされると、おれが責任を持たなきゃならんとかいって、どうもうまいかないという話を聞いているけれども、これはぜひまた部長さんたちでそういう主張をして、自分の責任で予算をつくり、自分の責任で予算を執行する、そういう体制になったほうがいいと僕は思うけれども。

（映像産業招致推進事業費について）

次の質問に移ります。ここに映像産業招致推進事業費74万1,000円、観4ページ、フィルムコミッションということで。この間、「おくりびと」というのが庄内平野で映された。ニュースでも皆さんご存じだと思うんですけども、この映画の受賞によって、あの地域の何でもないようなラーメン屋にまで観光客が訪れて、ほんとうに路地裏まで、「ああ、ここか」と言って訪ねてくるようになった。それを見た……。あれはもともと原作というか、元になったのは、『納棺夫日記』というので、富山県の人を書いたものなんだそうですね。その富山県の県議会とかで問題になったらしいですけども、なぜ庄内平野に持っていかれたのかと。なぜもともとは富山の人を書いた日記をもとにしてシナリオをつくったのに、何で向こうなんだ、と行っていきり立ったようです。

僕は、実は、これを見まして、山梨県のフィルムコミッションがどうなっているかなとインターネットで見ってみました。フィルムコミッションと入れると、一番先にどこが出てくるか。栃木県が一番初めに出てくる。山梨県は次のページかな。なし。次かな。次かな。次かな。森の石松じゃないけれども、そろそろ名前が出てくるかと思ったら、10ページ目にようやく出てきた。いや、それも見過ごした。なぜ見過ごしたか。アルファベットで、「YAMANASHI FILM

COMMISSION」と書いてあるんですよ。だから、こんなもの気がつかない。栃木県フィルムコミッションとか、みんな目につくのに。山梨県は10ページ目。やった。出てくるか。出てこない。どうなっているんだ？ トイレに行っ
て帰ってきて、あっ、開いた。3分。開くのに3分かかっているんですよ。あれ
では見る人はいないよ。そんなまどろっこしく、山梨県を見ている人なんてない
ですよ。きっと一生懸命やっていると思いますよ。何がどこが悪いか、僕は専門
じゃないからわからない。そういうふうに、今はインターネットが、一番大事な、
一番活用されるものがそういうことで、これじゃ、山梨県に来ないんじゃないかと。

そこで、この74万1,000円、これはどういうものに使うんですかね。

山田観光企画課長

ただいま委員からお話がありましたように、私どものフィルムコミッションは
県のホームページ上に載せていましたので、ただいま見苦しいところがあると思
われますが、今年度、富士の国やまなし観光ネットに予算がついていますので、
そちらでも見られるような形で、平成21年度にはしっかり対応していきたい
と思っています。

74万1,000円の内訳ですけれども、フィルムコミッションの運営ですと
か、県のホームページ、ただいま言いました、更新に伴って、フィルムコミシ
ョンのホームページのシステム及びデータベースを移行するための経費です。

丹澤委員

でも、遅いよね。ほんとうはもう……。山梨は、あれだけ、前の知事が胸を張
って、やるんだと言って。観光部をつくったのは、それも大きな目的の一つだっ
たんでしょ。それが、3分たたなければ開かないようでは……。それではラー
メンが伸びてしまう。

（富士の国やまなし観光ネット情報発信事業費について）

もう一つ、同じようなことがありました。観10ページ、富士の国やまなし観
光ネット情報発信事業費。この中で、観光ネットというのをやるというけれど、
これは、多分、インターネットなんでしょうね。僕たちの代表質問をつくりなが
ら、石和の観光地という、どれくらいあるのかなとやってみた。出てきたのは
2件。間違った検索の仕方をしたのかと思って、観光課に問い合わせをしたら、
私たちが求めているものと違って、すぐパッと直しました。

僕は、今度は直ったからいいかなと思って、この間、ある人から僕のところへ
電話があって、石和の温泉というのに行きたいんだけどもと言ったけれども、山
梨県のあるインターネットでは、フルーツと何とかの地域とかで、出ていない、
わからないんですよ。それで、開きました。開いたら、春日居町が出てきて、
春日居から三富から山梨、塩山、甲州市、それがごちゃごちゃ、ホテルがみんな
ばらばらに出てくる。石和温泉という塊になっていないんですよ。あれでは、見
ても、石和温泉に行きたいと思って旅館を探そうと思っても、ばらばら過ぎて。
フルーツと何とかというくくりになっているけれども、あれはわからないね。

だから、ああいうものをちゃんと、あれだけのことをやってくれているんだか
ら、見やすく、人がどういうつもりで……。僕はよその県を見ました。よその
を見たら、何とか温泉周辺とか書いてある。下部温泉周辺はこういうところかなと、
そこから近くへ行けるようにしておけば、下部温泉の近くにはこういうところか
あるんだ、石和温泉の近くにはこういうところがあるんだとわかるけれども、非
常に見にくい。せっかく一番の媒体である……。

僕は、実は、去年のもみじのときに、11月に急遽、京都に行くことになって、

日がとれて行くことになって、旅館はだめだろうなと思ったんです。頼んだけれども、なかなかいいところがとれない。インターネットはどうか見ていたら、パッと開いた。そこへ行って、おかみに聞きました。「どうしてこんな有名な旅館がこんなインターネットに頼っているんですか。商売になっていない？」と言ったら、「インターネットが一番です。キャンセルすれば、すぐに入ってくる。だから、今、インターネットで探すお客さんのほうが、旅行代理店に頼むよりもいい」と。それぐらい、今、旅行業界というのは、それを頼りにしているんですから、ここをもっと充実してやらないと、せっかくこんないい事業をたくさんしていながらも、元の元がなかなかうまくいかないじゃ、これは観光部もほんとうにもったいないなという気がいたします。

（やまなし観光地域経営支援事業費について）

もう一つ。アドバイザー派遣事業というのが、観8ページですか。下部温泉郷魅力づくりというのがあります。僕の選挙区じゃないから、望月先生の選挙区ですからあれですけども、実は、私は、今年、講演を頼まれてまして、そのときに観光地の情報をいろいろ集めました。日本で行ってみたい、女性が行ってみたいナンバーワン、5年連続日本一というのは、九州の黒川温泉でした。そこは年間156万人の観光客が来ているそうです。156万人来ていて、旅館数は、支店もありますからそれを除きますと、28軒。28軒で156万人の人が、1年間に集まった。

片や、下部温泉。僕は観光課に、どのぐらい来ましたかと聞いたら、親切に調べてくれまして、15万人来ましたと。軒数は何軒か。32軒。32軒で10分の1。向こうは同じぐらいの量で156万人。この差は何か。向こうは何であんなに成功したのか。なぜ下部温泉はこんなに低いんでしょうか。

堀内観光振興課長

今年、魅力づくり協議会を立ち上げまして、既に10回ほど、ワーキングの議論に、私も参加をさせていただいております。最初に行ったときの印象というのは、やっぱり温泉郷という雰囲気なかなか出ておりませんでした。当然のことながら、お客さんになかなか来てもらえない、設備投資が進まない、温泉街としての整備もなかなか進んでいかないというふうなところがあるわけですけども、いろいろな議論を重ねていくうちに、温泉街、特に旅館の皆さんがまとまって、共通の魅力づくりをして、皆さん一緒になって共通のPRをするとか、情報発信をするというようなことがなかなか今までされてこなかった。されても非常に小規模だったというふうなことがありました。

10回に及ぶ議論の中で、例えばおかみさんが地域の食材を使った、地産地消の料理の開発の取り組みをしましょうとか、例えば地域にありますNPOが、地域ならではの旅行商品をつくろうとか。1年、議論をしてきて、ようやく次に、活性化に向けて取り組む階段を1段上がったかなと。

ですから、予算をお願いしてございますけれども、2年目の、そういったソフト事業を実施するに当たりまして助成をいたしますし、私どもも数年にわたって、今後も一緒になって議論も重ねていきたいと考えております。

丹澤委員

僕は黒川温泉のいろいろな活動状況を見まして思ったことは、まさに地域全体で協力しましょうと。あいつがもうかって悔しい、邪魔しようなんていうことは、みんな考えていない。あそこに露天ぶろがない、露天ぶろのないあそこにお客を増やすには、みんな協力して湯手形をつくって、そして、どこの温泉でも入れるようにしましょうと、みんなでしている。

下部温泉には観光組合が2つもあって、それが、足を引っ張ることはあっても、手を引っ張ってやらないという状況で、これは、やっぱり県が中に入ってちゃんとやってやらないと、なかなかあのしこりを解消するのは難しいんじゃないかなと。そういうことで、僕はまず地域の人たちの心が一つになるように……。どこもそうだと思うんですね。観光地というのはどこの地域も。

かつて昇仙峡へ行った観光客で、こういうことを言った人がいますよね。水晶のお土産を買ったら、「あんた、そのお土産はにせものでガラス玉だ」と、隣のおばさんが言ったと。(笑)「ここは何ていうところですか。みんなで、あそこの水晶はにせものだと言って。変なところですね」と言った人がいましたけれども、そういうことがないように今後はぜひお願いします。

(渡航事務費について)

望月委員

15ページの渡航事務費ですけれども、今、こうした経済不況、円高ということの中で、今、日本から海外、特に韓国、中国、台湾、その中でも韓国への買い物ツアーとか、女性もそうだし、また年齢問わず、かなりの渡航者が出ているということで、パスポートの状況、今、県内のパスポート申請者がどのくらいあるのか。この3年くらいと比べて、昨年から今年にかけて、どのくらいあるのか。また、この21年度あたりの状況を見ますと、またさらに円高が進んでいくというような状況もあると思うんですけれども、そうするとパスポートの申請、証紙収入がかなりまた増えてくるかなと。その状況を聞きたいんですけど。

窪田国際交流課長

パスポートにつきましては、一時下がっていて、最近の円高とかによりまして、また最近ちょっと上がってきております。数的には、20年は約2万3,000件受け付けております。そして、3年前からですと、18年が約2万8,000件、19年が約2万6,000件と、下降線をたどっております。傾向的には、若い人が申請しないという傾向になっていまして、高齢化というか、年配の方が申請するのが多いという状況です。

望月委員

そうすると、21年度は証紙収入を2,500万円余計上しているということですが、どのように申請人数を考慮して収入額を出したのか。

窪田国際交流課長

21年度につきましては、過去の収入実績を考慮し、収入額を見込みました。

(北岳山荘整備費について)

望月委員

続きまして、観13ページ、北岳山荘の整備、トイレの修理とかというのがございますが、今、登山ブームということで、団塊の世代の方々があちこちの山に登山しているんですが、この北岳は、昨年度、どのような利用状況であったのか、利用者数とか、それから、今言った、団塊世代が特に多いと思うんですけれども、山荘に宿泊する方の状況等も、ちょっと教えていただきたいんですけど。

石原観光資源課総括課長補佐

北岳山荘利用状況についてでありますけれども、平成20年、利用者は、山荘自体に泊まっていた方が6,673名、北岳山荘に、幕営地と申しまして、テントを張る広場がついておりまして、そちらにテントを張って泊まられた方が1,746名、合わせて8,419名の方に利用していただきました。対前年比で比べますと、19年には合わせまして七千八百余名でしたので、先生がおっしゃ

るとおり、最近では増加の傾向にあるということでございます。

望月委員　　そうしますと、登山ブームで利用者が非常に増えている、そういう気配ということですが、この北岳山荘の築年数はどのぐらいたっているんですか。

石原観光資源課総括課長補佐

北岳山荘は、昭和52年に黒川紀章先生が設計してつくられたものということで、築後30年余り過ぎていまして、北岳山荘自体の躯体はしっかりしておるんですけども、雨漏りですとか、風雨の巻き込みなどによる中への漏水などがあるということで、対処しなければならない状況になってきているということです。

望月委員　　この北岳ですけれども、今、管理者はおそらく1名ですか、県が委託しているとか、その状況をちょっと教えてもらいたいんですが。

石原観光資源課総括課長補佐

北岳山荘につきましては、昭和55年から、当時の芦安村、現在の南アルプス市になりますが、管理のほうをお願いしておりまして、主体的に南アルプス市に現在、管理していただいています。常駐で1名の管理責任者がおりまして、そのほかは、シーズン中はアルバイトの方を使ってやっておる状況です。

（国際観光トップセールス事業費について）

望月委員

わかりました。

次は16ページ、国際交流のことでちょっと聞きたいんですが。国際観光トップセールス事業費ということで400万円計上されているわけですが、これは特に香港ということの中で、香港で山梨県への外国人の誘客とか、また、山梨県の特産品等を販売するものだと思うんですが、昨年あたり、知事がトップセールスであちらにもかなり行っているんですが、その山梨県に対する成果がどの程度あったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

窪田国際交流課長

知事のトップセールスは平成19年から20年にかけて、2年間で4回ほど行っております。19年の第1回目は、中国・四川省、北京市へ行きました。そこで、北京市におきまして、知事のトップセールスと一緒に、北京市と観光交流についての交流協定を結びました。それから、四川省におきましては、会議で、山梨のPRを、120人ぐらいの中国の行政の皆さんの前で、知事がスピーチいたしました。それから、19年の第2回目は、韓国へトップセールスに行きました。日本大使公邸で、旅行会社、メディア等を集めて、山梨の魅力について紹介いたしました。昨年は、4月の初めに、静岡、山梨、神奈川の3県知事が、上海市におきましてPR活動をしました。そこで、3県の知事と上海市との観光交流協定を結びました。その後、6月には台北で、農産物のPRと同時に、観光のPRをいたしまして、トップセールスをしてまいりました。

その成果ですけれども、先ほど言いましたように、中国の2都市と観光交流について協定を結びましたので、それに基づきまして、観光のPRを相互に協力するという形、また、相互に観光客、旅行客を、教育旅行も含めまして、相互交流で送るという成果も上っております。

実際に、どのぐらい観光客が山梨を訪れたかということですが、実数的には、何人ということでは把握が厳しいです。一番私たちが指標として見ますのが、統計的な動態調査とかそういうものを見ていまして、現在、山梨県の場合、他県

に比べまして、中国からの観光客の比率が非常に高くなっています。それはいろいろなPR活動もあるかと思うんですけれども、知事のトップセールスも大いに関係していると思います。

ちなみに、山梨県の1年間の観光客の約半分以上が中国人の方になっています。そして、近県の神奈川、長野、静岡は、中国の方は20数%でとまっています。また、韓国、台湾につきましては、知事のトップセールスの後、どのくらい送るといふ情報も、そこへ参加した各旅行会社から出ていまして、成果的には、非常に誘客に役に立っていると思います。

望月委員

この経済状況の中で、特に円高ということで、日本へ来ることが、東南アジア系でも、ユーロ関係でも、アメリカでもそうですけれども、向こうから来て、こちらで買い物をして、宿泊をしても、非常に高くなるということで、将来的な見込みは未知数であると思うんですけれども、21年度、この景気の悪い中で皆さんがこれをして、中国なり、台湾なり、また韓国のほうから山梨県へと……。この6月に富士山静岡空港が開港しますけれども、その利用客の中で山梨県に魅力を感じて来るといふことについての、皆さんの取り組みはどのようなことかちょっと聞かせてください。

窪田国際交流課長

昨年9月の世界経済不況によります景気減退という形で、日本を訪れる観光客も、先ほどの円高によって影響を受けているのが現状です。中国は非常に魅力がある市場であります。というのは、実は、昨年12月、また今年の1月の外国人観光客の国別の状況を見ますと、中国、香港、シンガポールのみがそのまま前年並み、またはちょっと上向きという形で、ほかにつきましては、韓国は50%マイナス、ほかにつきましても10%から20%マイナスということで非常に厳しい状況です。

しかし、この景気というのは非常に動向が変化いたしますので、我々とすれば、やはり海外からの観光客は今後増加することが目に見えてわかっておりますので、いかに山梨に来ていただくかということについて、こういう経済情勢であっても怠ることはできないかと思えます。また、山梨県の場合、6月4日、富士山静岡空港がオープンするという好機がありますので、富士山静岡空港を活用して誘客活動を進めたいと考えております。それには、静岡、山梨、神奈川の広域もありますけれども、県単独でも、あらゆる機会を見つけて、山梨県のPRに取り組んでいきたいと思っております。

望月委員

6月の富士山静岡空港の開港をうまく利用しながら、また、活用しながら、特に観光部の皆さんには努力してもらいたいなと思うんです。経済状況は非常に厳しいですけれども、その中であって、やはり観光客が来るといふことは山梨県にそれだけ魅力があるということをややはり海外へ知らしめてもらいたいなと思うんですけれども、お願いします。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（観光客動態調査について）

渡辺委員

1つ。観光部ができて5年ですね。私たちが最初に来てから2年目に観光部ができた。その間に、山梨県では、初めて、全国に先駆けて観光部がつくられたということで、ほんとうに観光部とともに歩んできたというのもあるわけですが、ここまで勢力拡充、展開してきたということで、私も感無量というか、そんな思いがするところがございます。また、国際交流時代になって、観光部の使命は特に重いであろうと、そんな思いもあります。

そこで1つだけお伺いしますけれども、この予算の中に、観光の動態調査というのが載っております。観光客、入り数、こうしたものが、どういう根拠に基づいて算出されるのか、非常にあいまいで、我々にしてもわかりづらい。しかし、そうはいつても、山梨県の観光客数目標というのが、数値目標が出ていますね。今は5,000万人が目標と。そして、また1人約1万円の収入、4,000億円ぐらいの売り上げを目指している。そんな中で、観光動態調査はどのようなところで、どういうことをすれば、これがはっきりわかるのか、その辺はおわかりですか。教えてもらえればありがたいなと思うんですけど。

山田観光企画課長

観光客動態調査につきましては、委託をして行わせていただいております。調査の方法ですけれども、国土交通省が薦めます全国観光統計基準に基づいて、調査を実施しております。調査の対象は、県内の観光施設であります美術館、各種イベントなど787カ所の利用客数を調査。5つのポイントがあるんですけども。2つ目として、ホテル、旅館、ペンションなど1,530の宿泊施設の宿泊客数の調査。3番目として、中日本高速道路や県営有料道路の利用台数調査の利用。4番目として、県警発表の登山者数調査の利用。5番目として、四季アンケート調査ということで、3,446件。これは平成19年度ですが、対面聞き取り調査を実施して、これらを加味した中で動態調査結果を公表させていただいています。

渡辺委員

3,446件という具体的な中身というものがあって、非常に安心をしたり、また感心もしたりということですが、外国人観光客についてはどうなんですか。どういう感じで？

山田観光企画課長

外国人観光客につきましては、富士ビジターセンターの来客者数、それから、旅館等での外国人につきましては、どちらからいらっしゃいましたかということをお伺いしておりますので、そちらをもとに推計をしております。

渡辺委員

ちなみに、外国人観光客は、19年度はどのぐらいでした？

山田観光企画課長

平成19年の1月から12月までですけれども、外国人観光客は88万1,000人です。

渡辺委員

たしか、あのとき、最初、観光部をつくったときは、かなり低くて、60万人ぐらいかな。それで、今後10年ぐらいで100万人を目指すと。そういう意味

では、6年間で目標より少しオーバーしていると思うんですが、今後の見込みというのはどうなんですか。今、不景気だとか、いろいろあったりするわけですが。

山田観光企画課長

外国人観光客数は、調査した時点では、この観光振興基本計画をつくる時点ですけれども、平成13年に36万人だったものが、平成18年には68万9,000人ということで、前と比べますと91.4%増ということです。ただいまのところは、富士ビクターセンターは、春節の影響だと思うんですけれども、増えておりまして、あと、温泉につきましては、まだ推計ですけれども、外国人観光客数が若干減っておりますので、その影響は受けると思いますけれども、中国人については、今までと同じような状態です。

（観光部の取り組み姿勢について）

渡辺委員

21世紀の主要産業は、自動車業界を抜いて、観光産業が世界のトップになるだろうというふうなことで、2001年に入った瞬間に約7億人の交流人口が、やがて10億人、15億人と増えていくだろうという推計の中で、今、多分、7分か8分を行っているんじゃないかと思うんですけれども、新しい産業として、世界を支え、日本を支えていくことは構造としては間違いない。

それで、山梨県においても、今、製造業はいずれだめですから、これから観光産業にかなり期待するところがあるわけですが、時間も大分来ていますので、観光部の意気込みというか、観光推進機構もつくって、ほんとうに皆さんがやる気だなというものは感じておりますので、部長にまとめてもらって、観光のこれからの取り組む姿勢だけ聞いて、終わりたいと思います。

進藤観光部長

先ほど概要説明も、ちょっとさせていただきましたけれども、やはり観光で山梨県を元気にしたいと。

国内観光については、全体としてはむしろ衰退期に入っているということで、非常に地域間競争が激化してくる。どれだけ差別化して、山梨ならではの観光が展開できるかということですので、着地型観光を含めて、しっかりその辺の取り組みをしていかなければいけない。

国際観光につきましては、やっぱり富士山がある山梨というのは、外国で非常に認知度が高いと思います。これを起爆剤にしまして、近県とも連携を図って、国際観光に、これまで以上にしっかりとした取り組みをしていきたい。

もう一つは、やっぱり観光というのを狭く考えるのではなく、できるだけ幅広くとらえて、いろいろな交流人口を増やすような動きが必要じゃないかということで、先ほどの団体旅行というのも、傾向としては個人旅行とかファミリーが多いんですけれども、新しい事業の掘り起こしとしては、ウィークデーであるとか、通年型であるとかに持っていける可能性がある。こういうところを広めたい。

二地域居住というふうなものについても、純粋な観光とはちょっと違うかもしれないけれども、交流人口という意味で幅広くとらえてやっていきたい。

大勢の人に来ていただいて、よい時間を過ごしていただいて、お金も消費していただく。これで地域経済の活性化に貢献できるように、観光部一丸となって頑張っていきたいと思っております。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告、並びに調査報告書の作成及び調査報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。

以 上

農政商工観光委員長 木村富貴子